

auがんほけん

がん保険

(無配当・無解約返戻金型)

ご契約の しおり・約款

書面申込用

▶ 保険金・給付金のご請求に関するお問い合わせ

ライフネット生命 コンタクトセンター **通話無料** 0120-717991

- ◎受付時間: 平日9時～17時30分(年末年始、土曜、日曜、祝日は除く)
- ◎お電話をいただく際には証券番号をお知らせください

▶ ご契約内容や保険の申し込みなどに関するお問い合わせ

ライフネット生命 コンタクトセンター **通話無料** 0120-207744

- ◎受付時間: 平日9時～20時、土曜日9時～18時(年末年始、日曜、祝日は除く)
- ◎ご契約に関するお問い合わせは、契約者ご本人さまからお願いいたします

2020年3月

引受保険会社: ライフネット生命保険株式会社

〒102-0083 東京都千代田区麹町二丁目14番地2 麹町NKビル



auがんほけん

がん保険
(無配当・無解約返戻金型)

ご契約のしおり

※「ご契約のしおり」は、保険契約に関する重要な事項および約款についてわかりやすくまとめたものですので、必ずご一読ください。

※本しおり内における「会社」「当社」とは、ライフネット生命のことをいいます。

2020年3月

ライフネット生命保険株式会社

目次

第1編 各商品共通のご案内	2
1 申し込みに際して必ずご確認くださいもの	3
① 「利用規約」	3
② 個人情報の取り扱い	4
2 ご契約に際して	8
① 申込内容について	8
② 告知について	8
③ クーリング・オフについて	9
④ がん保険の責任開始について	9
⑤ 保険料の払い込みについて	10
⑥ 保険料還付金について	11
⑦ 各種手続きについて	12
3 その他のお知らせ	13
① 当社の組織形態について	13
② 生命保険契約者保護機構について	13
③ 税法上の特典（2020年3月1日現在）	16
第2編 がん保険（無配当・無解約返戻金型）	
「au がんほけん」の特徴としくみ	17
① しきみ図	18
② 商品の特徴	21
③ 注意事項	25
④ 一時金または給付金をお支払いできない場合の代表例	26

第1編 各商品共通のご案内

本編では、申し込みに際して、各商品に共通の重要な事項を記載していますので、必ずご一読ください。

※本しおり内における「会社」「当社」とは、ライフネット生命のことをいいます。

トでマイページを利用した場合、すべてお客さま本人によりマイページのサービスが利用されたものとみなします。お客さまは、外部サービスにおけるアカウントの登録・管理などを自己の責任において行うものとします。また、お客さまは、自らのためにマイページのサービスを利用することとし、理由の如何を問わず、外部サービスのアカウントを第三者に使用させないものとします。

(4) スマートフォンを利用して当社サービスを利用する場合について

① スマートフォンサイトの利用

- スマートフォンから当社サービスを利用する場合には、当社が開設する専用のウェブサイト（以下、「スマートフォンサイト」といいます）をご利用することができます。
- スマートフォンサイトのご利用にあたりご使用いただけるスマートフォンの種類は、当社所定のものに限ります。
- スマートフォンサイトでご利用できるマイページ（以下、「スマートフォン版マイページ」といいます）は、PC サイト版マイページとサービス内容が異なる場合があります。
- スマートフォンサイトでご提供する当社サービスやスマートフォン版マイページでご利用できるお手続きの内容については、その内容を変更したり、または制限したりすることがあります。その場合、当社は、保険契約の保全のために必要なサービスやお手続きについては、PC サイト、コンタクトセンター、書面等により引き続きお客さまにご提供・ご利用できるよう代替手段を講じるものとします。

② アプリケーションの利用

- スマートフォンから当社サービスを利用する場合には、当社が管理、運営する専用のアプリケーション（以下、「アプリケーション」といいます）をご利用することができます。
- アプリケーションは、「ライフネット生命」アプリ利用規約の内容をご確認、同意の上ご利用ください。

② 個人情報の取り扱い

■ 個人情報保護宣言

当社の個人情報の保護方針です。お申し込みの際に「ご確認事項」にてご確認いただき、申込書への署名をもってご同意いただいています。

■ 機微(センシティブ)情報の取り扱いについて

お申し込みの際には、お客さまの健康状態について告知していただきます。健康状態に関する情報は機微（センシティブ）情報になりますので、告知に際しては、以下

に定める当社の機微（センシティブ）情報の取り扱い方針を表示し、必ずお読みいただいたうえで告知書に記入いただいています。

機微（センシティブ）情報の取り扱いについて

当社は、生命保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、業務遂行上必要な範囲で、保健医療情報等の機微（センシティブ）情報を取得、利用または第三者に提供する場合※があります。機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則に基づき、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的以外では利用いたしません。

※第三者に提供する場合とは以下の場合をいいます。

- (1) 医療機関等に業務上必要な照会を行う場合
- (2) 保険金・給付金等のお支払いのために金融機関等へ提供する場合
- (3) 契約確認会社、収納代行会社、募集代理店などの業務委託先に提供する場合
- (4) 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求その他必要な範囲内で、再保険会社に提供する場合

当社は、機微（センシティブ）情報を含め、本契約において取得した個人情報について、ご契約が締結に至らなかった場合や、解約、保険期間満了後など保険契約が消滅した後も保持します。取得した関係書類等の返却は行いません。

■ 「契約内容登録制度」「契約内容照会制度」「支払査定時照会制度」に基づく、他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用について

当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払いが正しく確実に行なわれるよう、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」、および「支払査定時照会制度」に基づき、下記のとおり、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しています。

詳細は一般社団法人生命保険協会のウェブサイト

(<https://www.seiho.or.jp/personal/>) でもご確認いただくことができます。

(1) 「契約内容登録制度・契約内容照会制度」について

各商品の約款に定める「契約内容の登録」の条項に記載された内容をご覧ください。

制度の詳細については、当社ウェブサイト

(<https://www.lifenet-seimei.co.jp/policy/privacy/reference/>) でも確認いただくことができます。

(2) 「支払査定時照会制度」について

当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社※、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます）とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます）の解除、取消しもしくは無効の判断（以下「お支払い等の判断」といいます）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しています。

※「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名については、一般社団法人生命保険協会ホームページ（<https://www.seiho.or.jp/>）の「加盟会社」をご参照ください。

保険金、年金、給付金または共済金（以下「保険金等」といいます）のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、下記の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会し、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます）があります。

相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。

相互照会事項

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものは除きます。

- (1) 被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします）
- (2) 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとする）
- (3) 保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被

共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。契約者、被保険者または保険金等受取人は、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して相互照会事項記載の情報が取り扱われている場合、当該情報の利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。各手続きの詳細については、コンタクトセンターまでお問い合わせください。

制度の詳細については、当社ウェブサイトでも確認いただくことができます。

2 ご契約に際して

① 申込内容について

■ 約款

保険契約者と当社の間で締結する保険契約の内容が記載された文書のことです。生命保険は長期間、また非常に多くの契約者集団から成立するために、保険種類ごとにあらかじめ一定の契約条件・内容を定めた約款を作成し、ご契約者さまに内容を説明、理解していただいたうえで契約を締結することとしています。ご契約にあたっては、必ずご一読ください。

■ 「お客さま控」について

「お客さま控」は、ご契約事項、告知事項などについて、申し込み時にご提出いただいた情報の控えです。ご契約成立の際にお送りしておりますので、確認のうえ、保管してください。

■ 契約概要

見積りを行った保険商品の内容について、特にご確認いただきたい事項を記載しています。商品パンフレットに記載し、ご契約前に必ずお読みいただくことにしています。「契約概要」は保険商品についての代表的な事項を記載していますので、詳細な内容については約款をご覧ください。

■ 意向確認

申し込みいただいた保険商品が、お客さまのニーズに合致しているかを確認させていただくことを「意向確認」といいます。当社では、商品パンフレットに「契約概要」を記載し、申込書への署名をもって意向確認とさせていただきます。

■ 特に重要な事項のお知らせ(注意喚起情報)

契約の申し込みに際して、特にご注意いただきたい事項(免責事項や不利益な情報等)を記載しています。商品パンフレットに記載し、契約前に必ずお読みいただき、同意いただくことにしています。「特に重要な事項のお知らせ(注意喚起情報)」には代表的な事項を記載していますので、詳細な内容については約款をご覧ください。

② 告知について

■ 告知の大切さについて

生命保険は、多くの人々が保険料を出しあって、お互いに保障しあう相互扶助の制度です。

そのため、生命保険のご契約の際には、契約者間での保険料負担の公平性が保たれ

るよう、過去の傷病歴、現在の健康状態などについてお伺いしています。正しく告知されなかった場合、保険契約を解除することがあり、また、傷病歴などがある場合、保険契約をお引き受けできない場合があります。申し込みいただく際には、「ご確認事項」にて「告知の前にご確認ください」を必ずお読みいただいたうえで告知書にご記入・ご署名いただいています。

■告知事項

保険制度の公平性を維持するため、被保険者の健康状態や過去の傷病歴など当社が質問する事項について、事実をありのままに告知していただくことが必要です。事実を回答しなかったり、事実でないことを回答した場合は、告知義務違反として保険契約が解除される場合がありますので、十分内容をご理解のうえ、正確にご記入ください。告知漏れなどがありましたら、すぐに当社までお知らせください。

③ クーリング・オフについて

当社が保険契約の申込を受けた日から、**その日を含めて8日以内**であれば、申し込みの撤回または保険契約の解除（以下「申し込みの撤回等」といいます）をすることができます。

④ がん保険の責任開始について

申し込みいただいた契約を当社が承諾した場合には、当社が「申し込みを受けた日」もしくは「告知を受けた日」のいずれか遅い日を保険期間の始期とし、その日を含めて91日目を責任開始日として保障を開始します。



5 保険料の払い込みについて

■ 保険料の払込方法

保険料のお支払いは、月払いのみで、口座振替のご利用をお願いしております。ただし、ご契約の成立後、クレジットカード払いにご変更いただくことが可能です。

- **口座振替**：当社が提携している金融機関のご契約者さま名義の口座から、毎月の振替日に自動的に当社の口座へ振り替えられます。
- **クレジットカード払い**：ご指定いただいたご契約者さま名義のクレジットカードにより決済されます。（デビットカードはご利用いただけません。）

■ 保険料の払い込みの猶予期間と失効

当社では、払込期月を含めて3ヶ月以内に保険料をお支払いいただくことになっています。

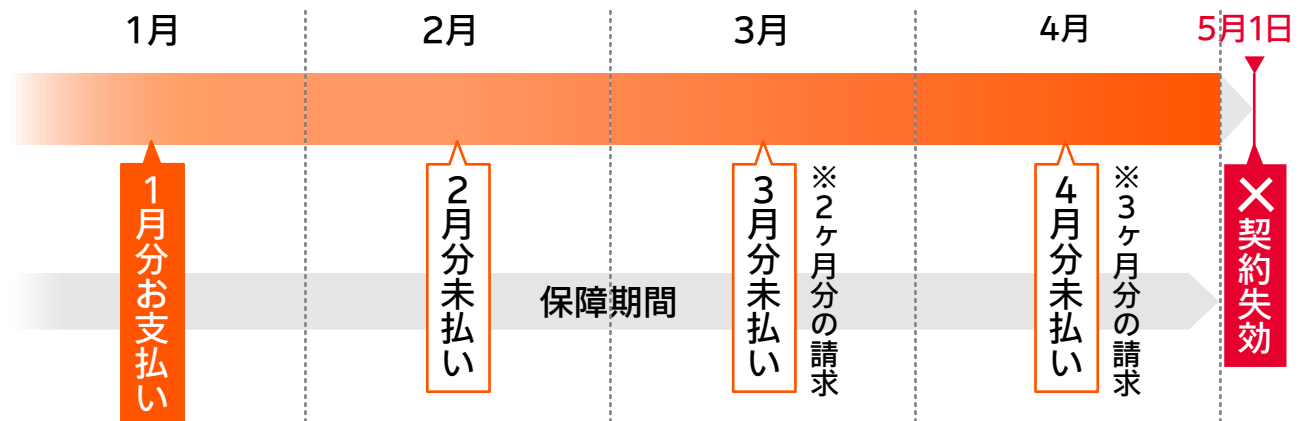
保険料の払込期日までに、ご指定の口座またはクレジットカードにより保険料をお支払いいただきます。払込期日以内にお支払いのご都合がつかない場合のために、保険料お支払いの猶予期間を設けています。

保険料お支払いの猶予期間：

保険料払込期月の翌月初日から翌々月末日までをお支払いの猶予期間とします。

保険契約の失効：

お支払いの猶予期間内に保険料が払い込まれない場合は、保険契約は猶予期間の満了の日の翌日からその効力を失います（失効）。失効した保険契約を元の状態に戻すこと（復活）はできませんので十分ご注意ください。



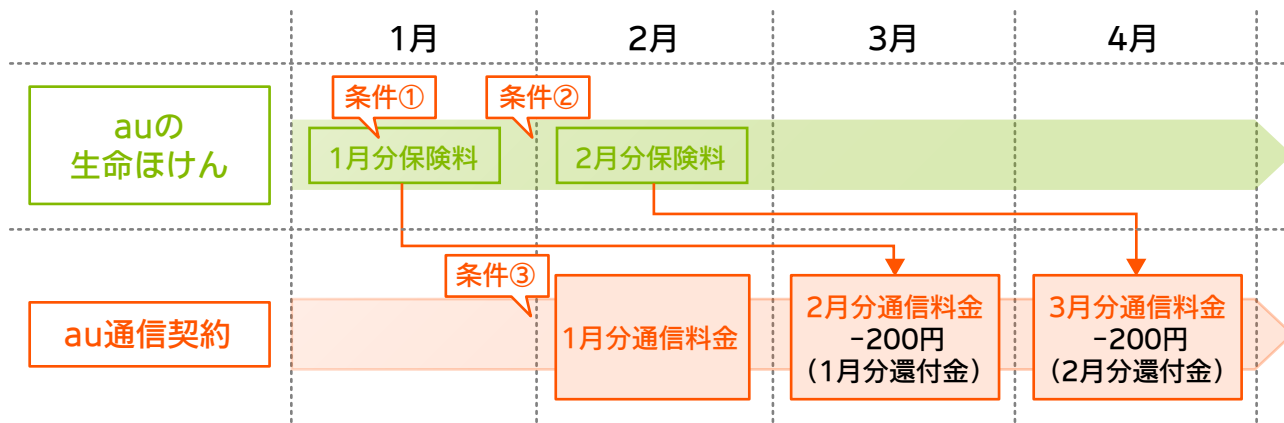
■ 保険料の払い込みが免除される場合

被保険者が、責任開始時点以後に約款所定の状態となった場合には、将来の保険料の払い込みが免除される場合があります。各商品によって条件に違いがありますので、各商品の約款をご確認ください。

6 保険料還付金について

保険料還付金（以下、「還付金」）の仕組みは以下の通りです。

保険料還付のスケジュール(イメージ図)：



保険料の還付期間：

初めて保険料を請求する月から最長 60 ヶ月間となります。

還付の条件：

条件① 保険料が払込期月内に払い込まれていること

条件② 保険契約が保険料払込期月の末日時点で有効に継続していること

条件③ ご契約者さまにご指定いただいた au の通信契約※が保険料払込期月の末日時点で有効に継続していること

※保険料の還付対象となる au の通信契約は、au の生命ほけんのウェブサイト (<https://au.lifenet-seimei.co.jp/about/mobile/>) の「通信契約について」のページをご確認ください。なお、法人契約およびプリペイド契約は対象外です。

還付の方法：

保険料払込期月の、翌月の au の通信料金から、還付金として 1 契約につき毎月 200 円を差し引きます。(なお、還付する月の通信料金が還付金額に満たない場合等については、当社から直接お支払いします)

還付の時期：

保険料のお支払いは当月、au の通信料金のお支払いは翌月であるため、還付は翌々月となります。例えば、1 月分の保険料還付金は、3 月にお支払いいただく 2 月分の通信料金から差し引かれます。保険料還付のスケジュール（イメージ図）も合わせてご参照ください。

ご注意事項：

- お客さまにご指定いただいた au の通信契約が解約などで有効でなくなった場合、保険料還付金は支払われません。(ただし、au の通信契約の指定変更は可能です。)

- 保険料を払込期月内にお支払いいただけなかった場合、その月の保険料還付金は支払われません。
- 約款に規定する保険料の払込免除事由に該当した場合は、保険料還付金は支払われません。

7 各種お手続きについて

■ ご契約内容の確認・変更・解約

当社ウェブサイトのマイページから、お客さまにご指定いただいたログイン情報をご入力いただくことにより、ご契約内容の確認や変更、解約などのお手続きをしていただくことが可能です。マイページからお手続きいただける内容は以下のとおりです。

- お客さま情報（住所やメールアドレス等）の変更
- お支払い方法の変更
- 受取人・指定代理請求人の変更
- 保険金額・給付金額の減額
- 保険契約の解約
- 保険証券の再発行
- 控除証明書の再発行 など

各種お手続きのご不明な点については、当社コンタクトセンターまでご連絡ください。

保険金・給付金のご請求に関するお問い合わせ

コンタクトセンター [通話無料] **0120-717991**

※受付時間：平日 9時～17時30分（年末年始、土曜、日曜、祝日は除く）

※お電話をいただく際には証券番号をお知らせください

※お客さまからのご質問やご要望などを正確に把握するため、お電話の際は通話内容を録音しておりますので、あらかじめご了承ください

ご契約内容、保険の申し込みなどに関するお問い合わせ

コンタクトセンター [通話無料] **0120-207744**

※受付時間：平日 9時～20時、土曜日 9時～18時（年末年始、日曜、祝日は除く）

※お客さまからのご質問やご要望などを正確に把握するため、お電話の際は通話内容を録音しておりますので、あらかじめご了承ください

※ご契約に関するお問い合わせは、契約者ご本人さまからお願いいたします

3 その他のお知らせ

① 当社の組織形態について

保険会社の会社組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、当社は株式会社になります。

株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社の契約者は相互会社の契約者のように「社員」（構成員）として会社の運営に参加することはできません。

② 生命保険契約者保護機構について

当社は「生命保険契約者保護機構」（以下「保護機構」といいます）に加入しています。保護機構の概要は以下のとおりです。

- (1) 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引き受け、補償対象保険金の支払いに係る資金援助および保険金請求権等の買い取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- (2) 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- (3) 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定^{※1}に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約^{※2}を除き、責任準備金等^{※3}の90%とすることが、保険業法等で定められています（保険金、年金等の90%が補償されるものではありません）^{※4}。なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これにともない、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

※1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続きにおいては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の

更生手続きの中で確定することになります)。

- ※ 2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率^(注1)を超えていた契約を指します^(注2)。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

高予定利率契約の補償率＝

$$90\% - \{(\text{過去5年間における各年の予定利率} - \text{基準利率}) \text{の総和} \div 2\}$$

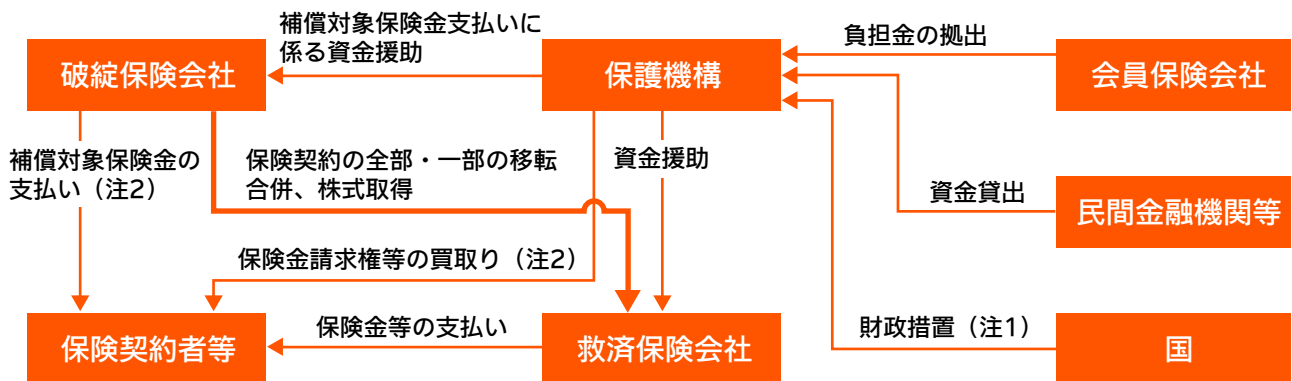
(注1) 基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官および財務大臣が定めることになっています。現在の基準利率については、保護機構のホームページで確認できます。

(注2) 一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

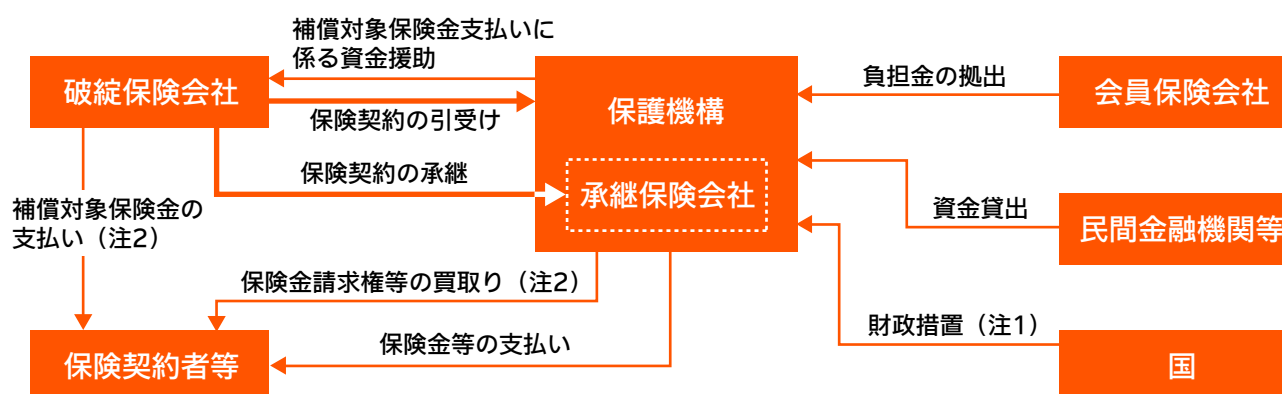
- ※ 3 責任準備金等とは、将来の保険金、年金、給付金の支払いに備え、保険料や運用収益などを財源として積み立てている準備金等をいいます。
- ※ 4 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

<しくみの概略図>

救済保険会社が現れた場合



救済保険会社が現れない場合



(注1) 上記の「財政措置」は、2022年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払い、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取することを指します。この場合における支払率および買取り率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。(高予定利率契約については、※2に記載の率となります)

補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、掲載内容は全て現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

生命保険会社が破綻した場合の保険契約のお取り扱いに関するお問い合わせ先

生命保険契約者保護機構 **03-3286-2820**

受付時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始は除く）

午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス：<http://www.seihohogo.jp/>

③ 税法上の特典(2020年3月1日現在)

■ 生命保険料控除

払い込みいただく保険料は生命保険料控除の対象となり、所得税・住民税の負担が少なくなります。

生命保険料控除の対象となる契約は、保険金や給付金の受取人が契約者本人か、またはその配偶者やその他の親族となっている保険契約です。

対象となる保険料は、1月から12月までに払い込まれた保険料の合計額*です。

*保険料還付金の還付が行われた場合は、還付金を保険料から差し引いた金額となります。

所得税の計算時に所得から控除される金額

年間正味払込保険料	控除される金額
20,000 円以下のとき	支払保険料等の全額
20,000 円を超え 40,000 円以下のとき	(年間正味払込保険料×1/2) + 10,000 円
40,000 円を超え 80,000 円以下のとき	(年間正味払込保険料×1/4) + 20,000 円
80,000 円を超えるとき	一律 40,000 円

住民税の計算時に所得から控除される金額

年間正味払込保険料	控除される金額
12,000 円以下のとき	支払保険料等の全額
12,000 円を超え 32,000 円以下のとき	(年間正味払込保険料×1/2) + 6,000 円
32,000 円を超え 56,000 円以下のとき	(年間正味払込保険料×1/4) + 14,000 円
56,000 円を超えるとき	一律 28,000 円

■ 死亡保険金の税法上の取り扱い

死亡保険金については、契約者と被保険者が同一のため、保険金受取時には相続税の対象となります。

死亡保険金受取人が契約者の法定相続人の場合は、法定相続人 1 人につき 500 万円が生命保険金控除額となり、相続税の課税対象から控除されます。

■ 上記以外の保険金(高度障害保険金)と給付金の税法上の取り扱い

被保険者本人、もしくはその配偶者、直系血族、生計を一にする親族が高度障害保険金や終身医療保険の給付金、がん保険の給付金、就業不能保険の給付金を受け取る場合には、全額非課税です。

第2編

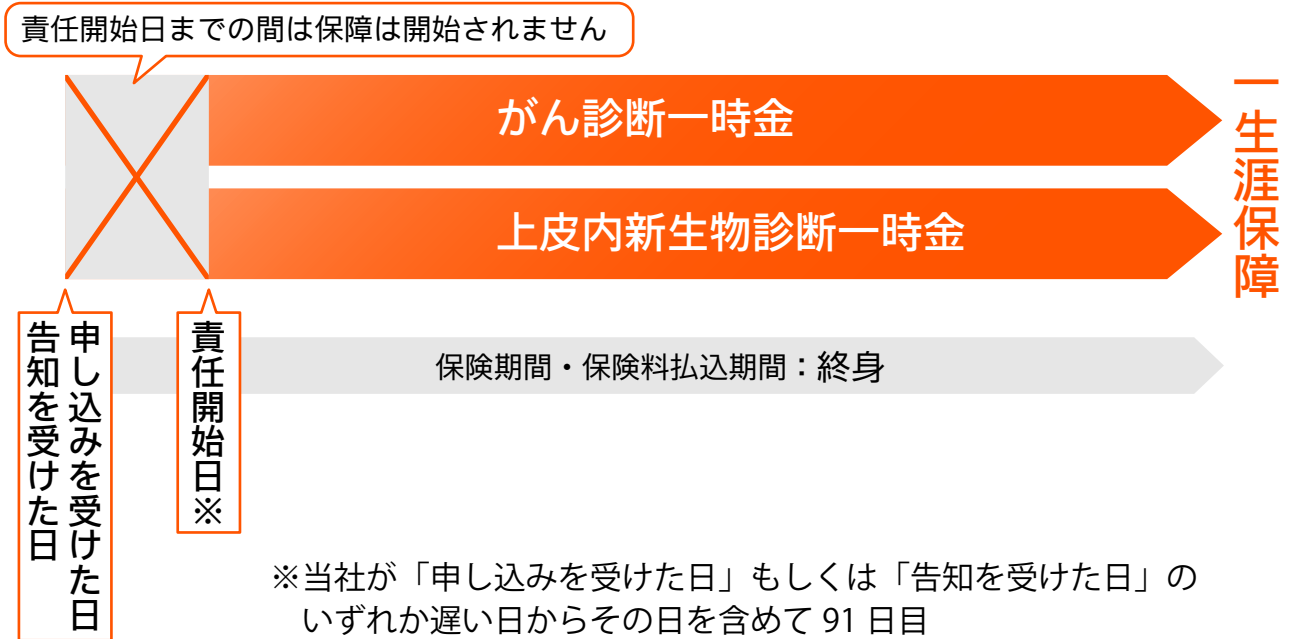
がん保険（無配当・無解約返戻金型） 「auがんほけん」の特徴としくみ

本編では、商品の概要をご確認いただけます。

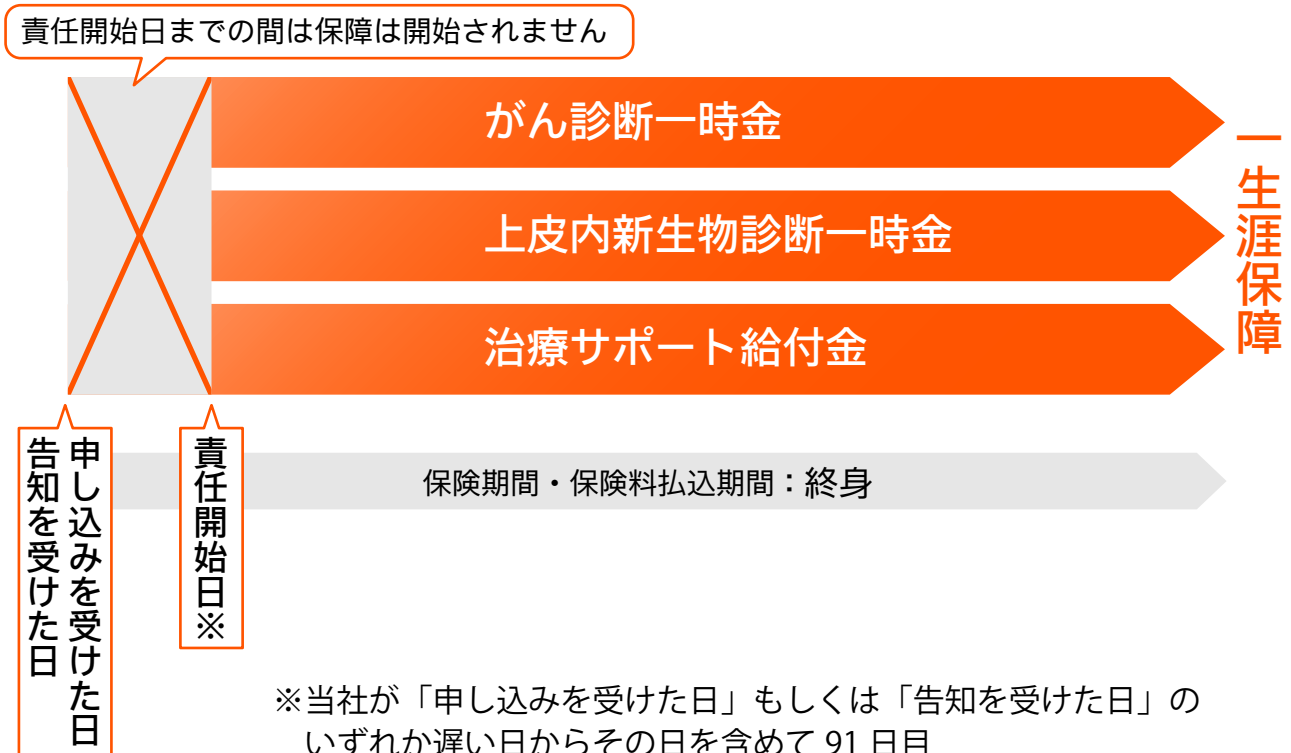
※本しおり内における「会社」「当社」とは、ライフネット生命のことをいいます。

1 しくみ図

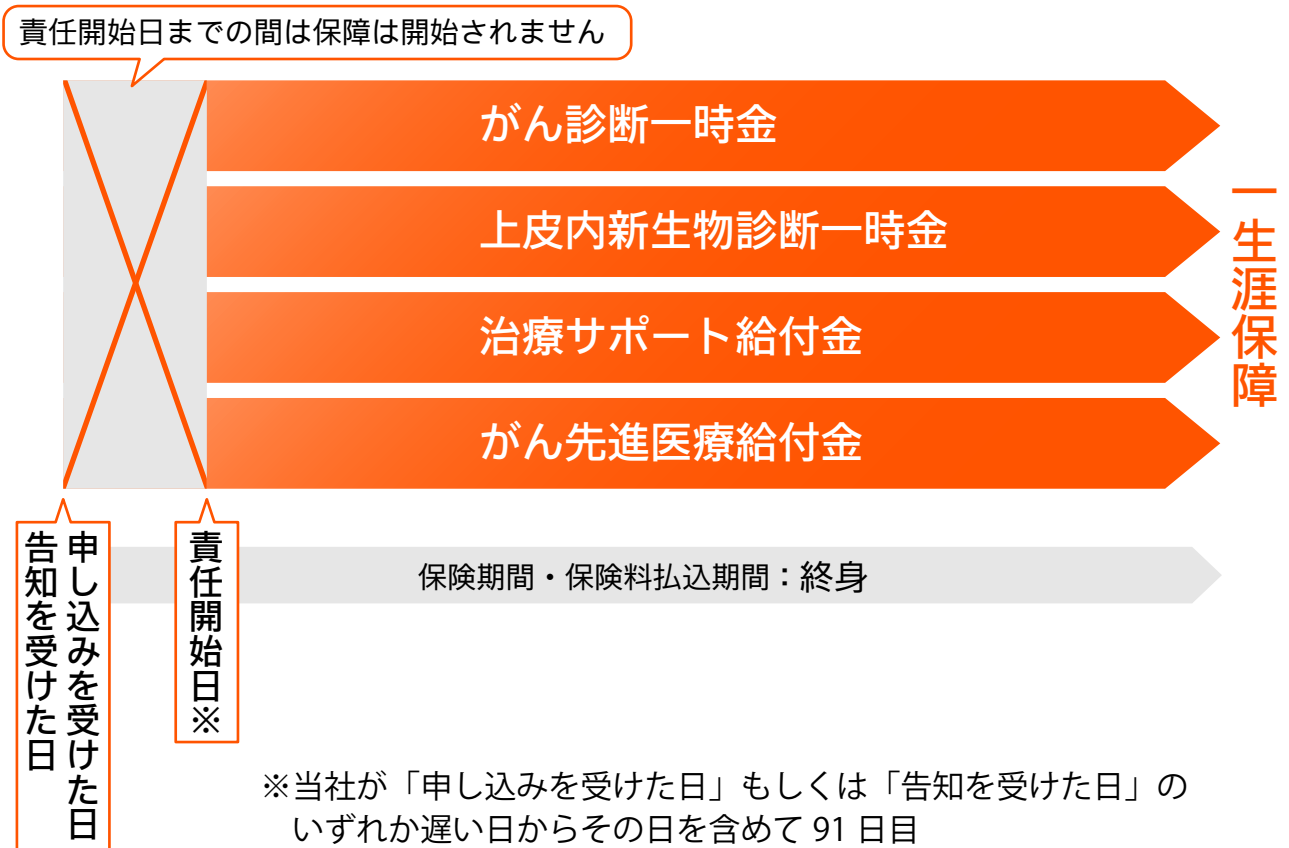
(1) 「auがんほけん」A型のしくみ図



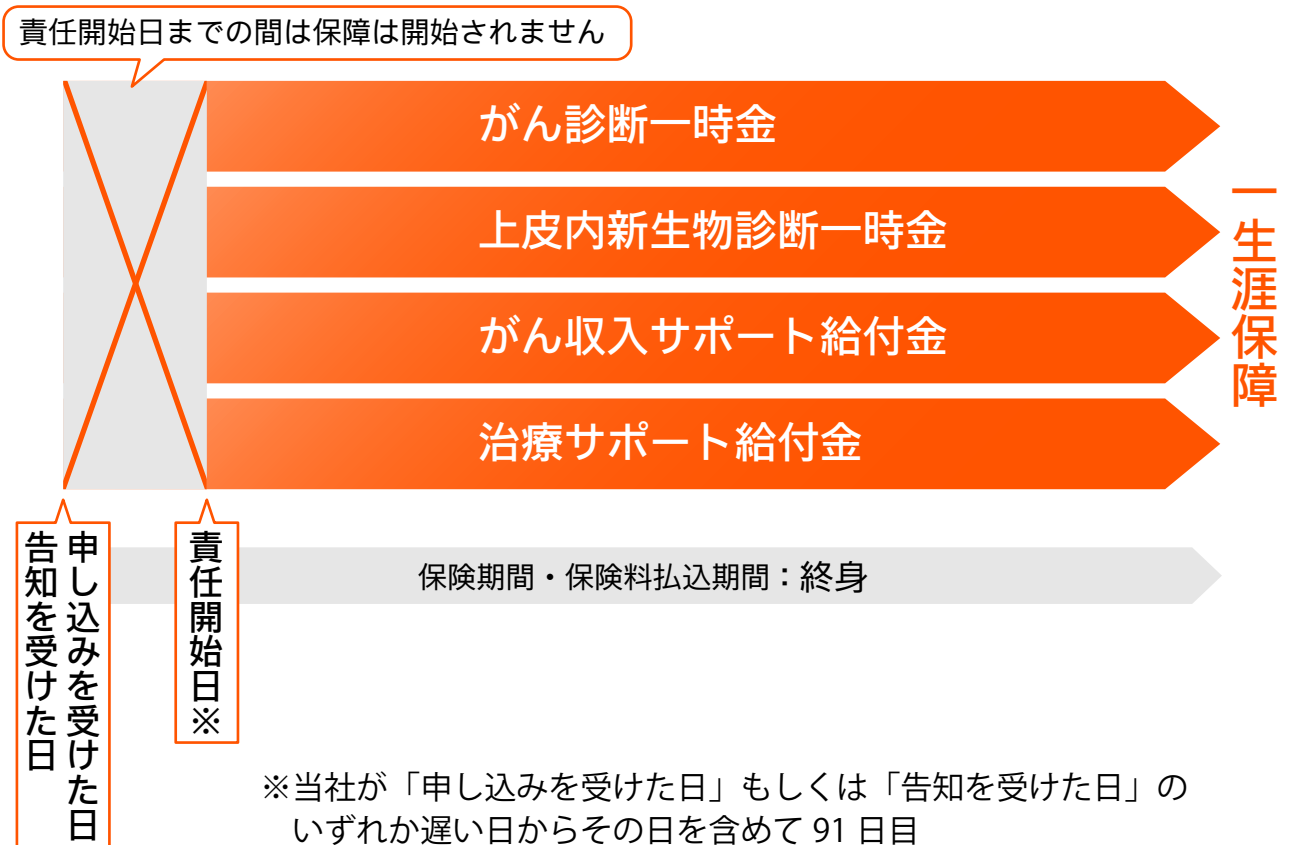
(2) 「auがんほけん」C型のしくみ図



(3) 「auがんほけん」C型のしくみ図（がん先進医療特則あり）

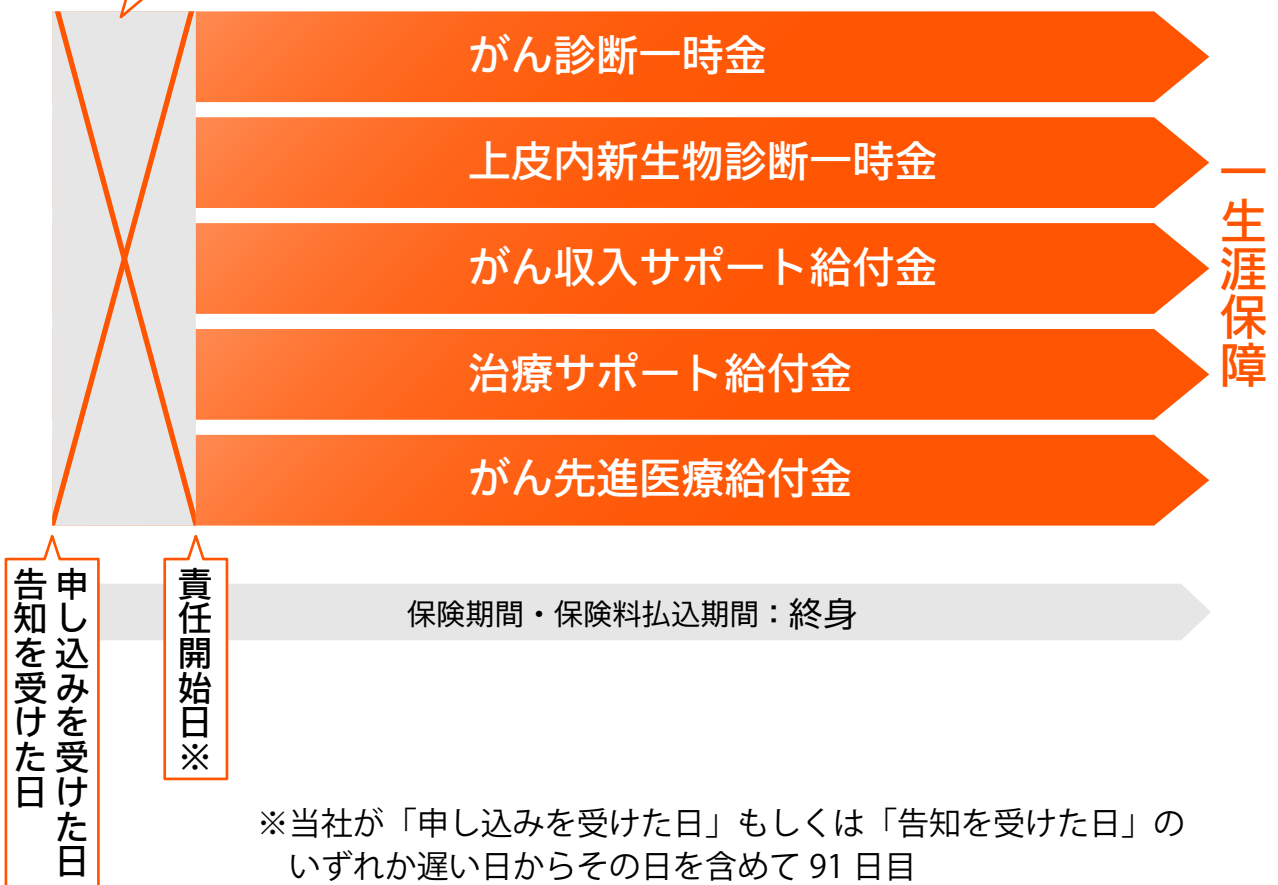


(4) 「auがんほけん」D型のしくみ図

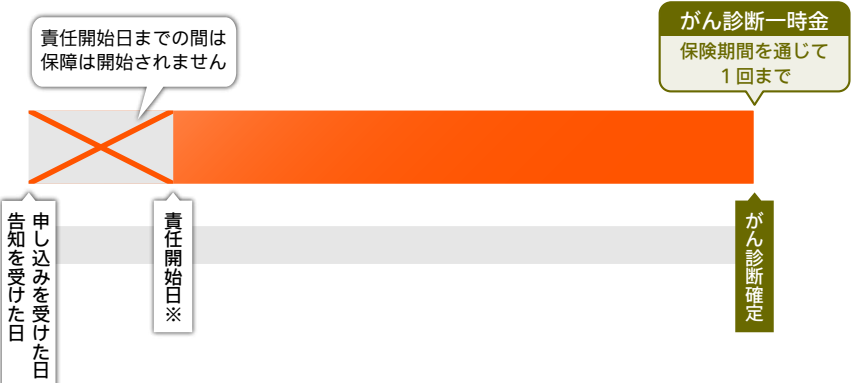


(5) 「auがんほけん」D型のしくみ図（がん先進医療特則あり）

責任開始日までの間は保障は開始されません



② 商品の特徴

契約年齢	20 歳以上、70 歳以下
がん診断一時金	<p>100 万円、150 万円、200 万円、250 万円、300 万円</p> <p>責任開始日以後の保険期間中に、日本の医師または歯科医師の資格を持つ者（日本の医師または歯科医師の資格を持つ者と同等の国外の医師または歯科医師を含みます）により、はじめてがんと診断されたときにお支払いします。</p> <p>責任開始日以後の保険期間中に被保険者が死亡し、その後のがんと診断確定された場合は、がん診断一時金はお支払いできません。</p> <p>支払限度は、保険期間を通じて 1 回までです。</p> <p><例図></p>  <p>※当社が「申し込みを受けた日」もしくは「告知を受けた日」のいずれか遅い日からその日を含めて 91 日目</p> <p>※保障の対象となるがんは約款所定の悪性新生物をいい、上皮内新生物や異形成等は含まれません。</p> <p>※保険期間途中での減額が可能です。（がん診断一時金が 100 万円を下回る減額はお取り扱いできません）</p> <p>※増額の場合は新規の追加契約が必要です。（追加契約時に改めて引き受けのための審査をさせていただきます）</p> <p>【A 型の場合】 がん診断一時金が支払われた場合は、がん診断一時金の支払事由に該当したときにさかのぼって、保険契約は消滅します。</p> <p>【C、D 型の場合】 がん診断一時金が支払われた場合は、がん診断一時金の支払事由に該当したときから、保険料の払い込みは免除されます。</p>

上皮内新生物診断一時金

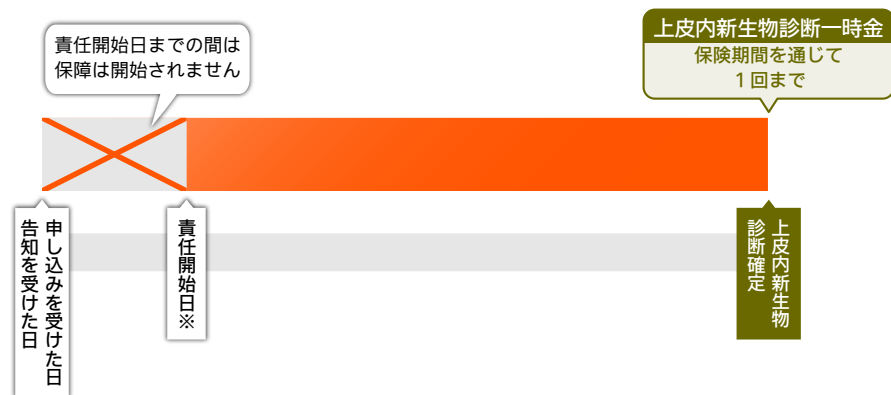
責任開始日以後の保険期間中に、日本の医師または歯科医師の資格を持つ者（日本の医師または歯科医師の資格を持つ者と同等の国外の医師または歯科医師を含みます）により、上皮内新生物と診断されたときに、がん診断一時金の50%をお支払いします。

ただし、がん診断一時金の支払事由に該当した日以後に上皮内新生物と診断されたときは、お支払いしません。

また、責任開始日以後の保険期間中に被保険者が死亡し、その後に上皮内新生物と診断確定された場合は、上皮内新生物診断一時金はお支払いできません。

支払限度は、保険期間を通じて1回までです。

<例図>



※当社が「申し込みを受けた日」もしくは「告知を受けた日」のいずれか遅い日からその日を含めて91日目

※保障の対象となる上皮内新生物は約款所定の上皮内新生物をいいます。

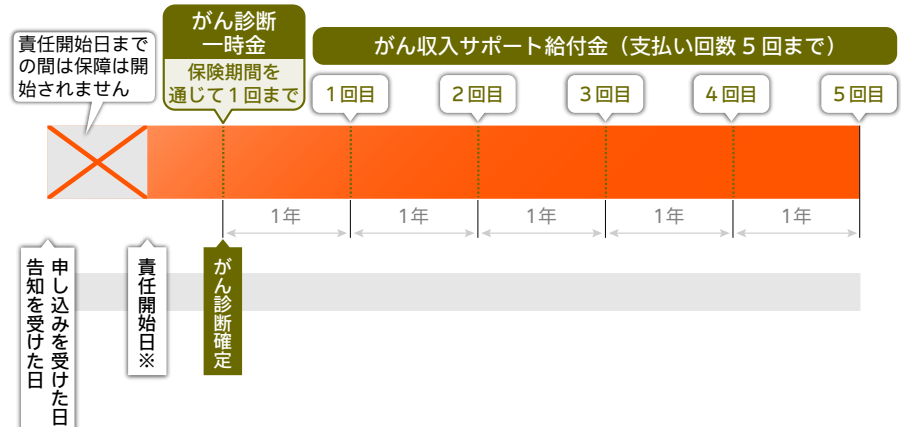
がん収入サポート
給付金

がん診断一時金が支払われた場合、がんと診断された翌年から、支払事由該当日の年単位の応当日に被保険者が生存されていた場合に、がん診断一時金の50%をお支払いします。

給付金の支払回数は、5回までです。

被保険者が死亡した場合は、以後のがん収入サポート給付金はお支払いできません。

<例図>



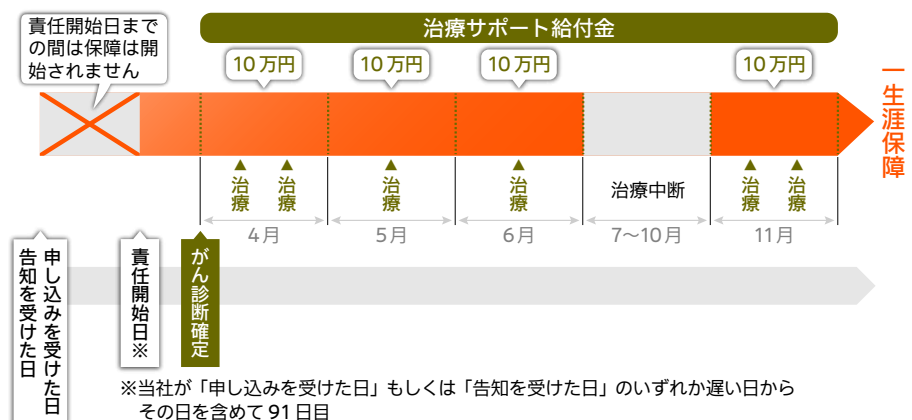
※当社が「申し込みを受けた日」もしくは「告知を受けた日」のいずれか遅い日からその日を含めて91日目

治療サポート給付金

責任開始日以後に診断確定された、がんまたは上皮内新生物を直接の原因とした約款所定の治療を受けたときに、支払事由に該当した日が属する月ごとに10万円をお支払いします。

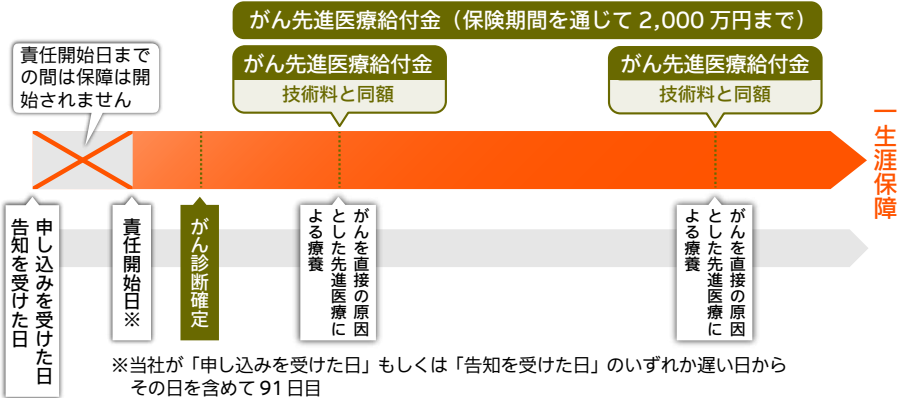
同一の月に複数の治療を受けた場合も、治療サポート給付金のお支払いは月に1回です。

<例図>



※当社が「申し込みを受けた日」もしくは「告知を受けた日」のいずれか遅い日からその日を含めて91日目

※がんまたは上皮内新生物を直接の原因とした治療とは、約款所定の、①手術、②放射線治療、③抗がん剤治療をいいます。

<p>がん先進医療 給付金 【がん先進医療特則】 付加の場合</p>	<p>責任開始日以後に診断確定されたがんを直接の原因として、先進医療による療養を受けたときに、その技術料と同額をお支払いします。</p> <p>先進医療とは、厚生労働大臣が定めた公的医療保険と併用できるもののみをいい、医療技術や医療機関、対象となる疾病には一定の制限があります。</p> <p>患者申出療養は、がん先進医療給付金の支払対象とはなりません。</p> <p>支払限度額は、保険期間を通じて2,000万円です。</p> <p><例図></p>  <p>※保障の対象となるがんは約款所定の悪性新生物をいい、上皮内新生物や異形成等は含まれません。</p>
<p>保険期間</p>	<p>終身</p>
<p>保険料の払込期間</p>	<p>終身</p>
<p>健康診断書の有無</p>	<p>基本的には、健康診断書などがお手元に無い方もウェブサイト健康状態の質問事項にお答え（告知）いただくだけでお申し込みいただけます。</p> <p>ただし、お申し込みいただく給付金額・契約年齢や告知いただいた内容等によっては健康診断書（コピー）などのご提出をお願いすることがあります。</p>
<p>解約返戻金</p>	<p>なし</p>
<p>配当</p>	<p>なし</p>
<p>特約</p>	<p>この商品には、「書面による保険契約の申込等に関する特約」「保険料還付金特約」が付加されています。特約についての詳細は、約款をご確認ください。</p>

(法令等の改正に伴う支払事由の変更)

この保険契約における一時金または給付金の支払事由に関する規定にかかわる法令等の改正または医療技術の変化があり、その改正または変化が給付金等の支払事由に関する規定に影響を及ぼすと認めた場合は、主務官庁の認可を得て、この保険契約の保険料を変更することなく一時金または給付金の支払事由に関する規定を変更することがあります。

3 注意事項

- 当しおりは、商品の概要を記載しています。商品の詳細につきましては、約款を必ずご確認ください。
- 保険料をお支払いいただけなかった場合※、保険契約は失効します。契約の復活はできません。
※保険料の支払い月にお支払いいただけなかった場合、その翌月から2ヶ月間の支払い猶予期間を設けます。猶予期間内に支払いがない場合、保険契約は失効します。
- 契約者間の公平性を保つため、ご職業、身体の状態など、一時金または給付金のお支払いが発生するリスクに応じて引き受けを行っています。そのため、申し込み後に一時金や給付金額に上限を設ける場合やお引き受けできない場合があります。

4 一時金または給付金をお支払いできない場合の代表例

一時金または給付金をお支払いできない場合の代表的な事例は以下のとおりです。以下に記載のない場合でも、約款の規定によりお支払いできない場合があります。詳しくは約款をご確認ください。

責任開始日と責任開始日前の がん診断確定による 無効	<p>保険契約の申し込みを承諾した場合は、当社が「申し込みを受けた日」もしくは「告知を受けた日」のいずれか遅い日を保険期間の始期とし、その日を含めて91日目を責任開始日として保険契約上の責任を負います。</p> <p>被保険者が告知前または告知の時から責任開始日の前日までにがんが診断確定されていた場合は、契約者または被保険者の、その事実の知、不知にかかわらず保険契約は無効とし、つぎの(1)～(3)のとおり取り扱います。</p> <p>(1) 告知前に、被保険者ががんが診断確定されていた事実を、契約者および被保険者のすべてが知らなかった場合には、既に払い込まれた保険料を契約者に払い戻します。</p> <p>(2) 告知前に、被保険者ががんが診断確定されていた事実を、契約者または被保険者のいずれか一人でも知っていた場合には、既に払い込まれた保険料は払い戻しません。</p> <p>(3) 告知の時から責任開始日の前日までに被保険者ががんが診断確定されていた場合には、既に払い込まれた保険料を契約者に払い戻します。</p>
告知義務違反	<p>正しい告知をせずに契約した場合、告知義務違反として契約が解除され、一時金または給付金を受け取れない場合があります。ただし、告知されなかった事実と、ご請求内容に因果関係がない場合は、お支払いする場合があります。</p>
重大事由による解除	<p>一時金または給付金（以下、「給付金等」といいます）を詐取する目的で事故招致（未遂を含みます）をした場合、保険契約者、被保険者または受取人が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合など重大事由によりご契約が解除された場合は、仮に給付金等の支払事由が生じていたとしても給付金等のお支払いはできません。また、すでに給付金等を支払っていたときでも、当社はその返還を請求することができます。</p>

以上

auがんほけん

約款

-がん保険(無配当・無解約返戻金型) 普通保険約款-

-書面による保険契約の申込等に関する特約条項-

-保険料還付金特約条項(がん保険用)-

2020年3月

ライフネット生命保険株式会社

もくじ

-普通保険約款-

この保険の趣旨

第1章 総則

- 第1条 用語の意義
- 第2条 がん、上皮内新生物の定義および診断確定
- 第3条 被保険者と受取人
- 第4条 保障の開始
- 第5条 契約日と保険期間

第2章 給付金の支払い

- 第6条 給付金の種類
- 第7条 がん診断一時金の支払いおよび保険料の払込免除
- 第8条 上皮内新生物診断一時金の支払い
- 第9条 がん収入サポート給付金の支払い
- 第10条 治療サポート給付金の支払い
- 第11条 がん診断一時金額が減額された場合の取扱い
- 第12条 給付金等または保険料の払込免除の請求手続き
- 第13条 給付金等の支払いの時期と場所
- 第14条 指定代理請求

第3章 保険料の払い込み

- 第15条 被保険者の年齢の計算方法
- 第16条 保険料の払い込み
- 第17条 猶予期間

第4章 契約内容の変更および保険契約の管理

- 第18条 受取人、指定代理請求人の変更
- 第19条 住所等の変更
- 第20条 解約
- 第21条 がん診断一時金額の減額
- 第22条 被保険者の死亡
- 第23条 保険契約の更新

第5章 責任開始日前のがん診断確定による無効

- 第24条 責任開始日前のがん診断確定による無効

第6章 告知義務および

保険契約の解除・取消し・無効

- 第25条 告知義務
- 第26条 告知義務違反による解除
- 第27条 保険契約を解除できない場合
- 第28条 重大事由による解除
- 第29条 詐欺による取消し
- 第30条 不法取得目的による無効

第7章 その他

- 第31条 年齢または性別の誤りの処理
- 第32条 時効
- 第33条 管轄裁判所
- 第34条 法令等の改正に伴う支払事由の変更
- 第35条 がん先進医療特則
- 第36条 がん無事故給付特則
- 第37条 女性特則

別表

- 別表1 対象となる悪性新生物
- 別表2 対象となる上皮内新生物
- 別表3 対象となる抗がん剤治療
- 別表4 対象となる女性特定の悪性新生物
- 別表5 対象となる女性特定の上皮内新生物
- 別表6 必要書類

-書面による保険契約の申込等に関する特約条項-

-保険料還付金特約条項(がん保険用)-

この保険の趣旨

この保険は、保険の対象となる人（以下、「被保険者」といいます）が、がんまたは上皮内新生物の診断・治療等をされた場合に一定額の給付金を支払うもので、がん保険といえます。この保険には、配当および解約返戻金はありません。

第1章 総則

【用語の意義】

第1条 この約款において、つぎの用語の意義は、それぞれつぎのとおりとします。

用語	意義
病院または診療所	つぎの(1)または(2)に該当する施設のことをいいます。 (1) 医療法に定める日本国内にある病院または診療所 (2) (1)と同等の日本国外にある医療施設
公的医療保険制度	健康保険法、国民健康保険法等の法律にもとづく医療保険制度のことをいいます。
医科診療報酬点数表	手術、放射線治療または抗がん剤治療を受けた時点において、厚生労働省告示にもとづき定められている医科診療報酬点数表をいいます。
歯科診療報酬点数表	手術、放射線治療または抗がん剤治療を受けた時点において、厚生労働省告示にもとづき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。
先進医療	公的医療保険制度の法律にもとづく評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります）のことをいいます。ただし、療養を受けた日現在、公的医療保険制度における療養の給付の対象となる療養を除きます。
療養	診察、薬剤または治療材料の支給、および処置、手術その他の治療のことをいいます。

【がん、上皮内新生物の定義および診断確定】

第2条 この保険契約において「がん」とは、別表1に定める悪性新生物をいいます。

2 この保険契約において「上皮内新生物」とは、別表2に定める上皮内新生物をいいます。

3 がんまたは上皮内新生物の診断確定は、病理組織学的所見（生検）により日本の医師または歯科医師の資格を持つ者（日本の医師または歯科医師の資格を持つ者と同等の国外の医師または歯科医師を含みます）によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。

【被保険者と受取人】

第3条 この保険契約の被保険者は、契約者本人であることを要します。

2 給付金の受取人は、被保険者と同一であることを要します。被保険者以外の人を受取人に指定することはできません。

【保障の開始】

第4条 会社は、保険契約の申し込みを承諾した場合は、申し込みの時点を保険期間の始期とし、その日を含めて91日目を責任開始の日（以下、「責任開始日」といいます）として保険契約上の責任を負います。ただし、第25条（告知義務）に定める告知の前に申し込みがなされたときは、告知の時点を保険期間の始期とし、その日を含めて91日目を責任開始日とします。

2 会社は、保険契約の申し込みを承諾した場合は、契約者に保険証券を交付します。

3 保険契約の申し込みは、申込後に申込者が死亡し、意思能力を有しない常況にある者となり、または行為能力の制限を受けた場合においても、その効力を有するものとします。

【契約日と保険期間】

第5条 この保険契約の契約日は、前条に定める保険期間の始期が属する月の翌月1日とします。

2 保険期間は、契約日を基準として計算します。

第2章 給付金の支払い

[給付金の種類]

第6条 給付金の種類は、がん診断一時金、上皮内新生物診断一時金、がん収入サポート給付金および治療サポート給付金とします。

2 この保険には、つぎの保険の種類があります。

保険の種類	給付金の種類
A型	がん診断一時金 上皮内新生物診断一時金
B型	がん診断一時金 上皮内新生物診断一時金 がん収入サポート給付金
C型	がん診断一時金 上皮内新生物診断一時金 治療サポート給付金
D型	がん診断一時金 上皮内新生物診断一時金 がん収入サポート給付金 治療サポート給付金

3 前項に定める保険の種類の変更は取り扱いません。

[がん診断一時金の支払いおよび保険料の払込免除]

第7条 会社は、つぎの表に定めるところにより、がん診断一時金を支払います。

支払事由 (がん診断一時金を支払う場合)	被保険者が、責任開始日以後の保険期間中に、責任開始日前を含めてはじめてがんと診断確定されたとき
支払額	がん診断一時金額
受取人	被保険者

2 がん診断一時金を支払う回数の限度は、保険期間を通じて1回とします。

3 被保険者が、責任開始日以後の保険期間中に死亡し、その後のがんと診断確定された場合でも、会社は、がん診断一時金を支払いません。

4 被保険者が、第1項に定める支払事由に該当し、がん診断一時金が支払われた場合、会社は、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 第6条（給付金の種類）に定める保険の種類がA型の場合、被保険者が第1項に定める支払事由に該当した時に遡って、保険契約は消滅します。

(2) 第6条（給付金の種類）に定める保険の種類がB型の場合、被保険者が第1項に定める支払事由に該当した時から、この保険契約の将来の保険料の払い込みは不要とします。

(3) 第6条（給付金の種類）に定める保険の種類がC型またはD型の場合、被保険者が第1項に定める支払事由に該当した時から、この保険契約の将来の保険料の払い込みを免除します。

- (4) 前 2 号に該当し、保険料の払い込みが不要となった、または保険料の払い込みが免除された保険契約については、がん診断一時金の支払事由の発生時以後、第 21 条（がん診断一時金額の減額）に定めるがん診断一時金額の減額はできません。

[上皮内新生物診断一時金の支払い]

第 8 条 会社は、つぎの表に定めるところにより、上皮内新生物診断一時金を支払います。

支払事由 (上皮内新生物診断一時金を支払う場合)	被保険者が、責任開始日以後の保険期間中（第 7 条（がん診断一時金の支払いおよび保険料の払込免除）に定めるがん診断一時金が支払われるときは、がん診断一時金の支払事由に該当した日（以下、「がん診断一時金の支払事由該当日」といいます）前であることを要します）に、上皮内新生物と診断確定されたとき
支払額	がん診断一時金額×保険契約締結時に定めた割合
受取人	被保険者

- 2 上皮内新生物診断一時金を支払う回数の限度は、保険期間を通じて 1 回とします。
- 3 被保険者が、責任開始日以後の保険期間中に死亡し、その後に上皮内新生物と診断確定された場合でも、会社は、上皮内新生物診断一時金を支払いません。

[がん収入サポート給付金の支払い]

第 9 条 会社は、つぎの表に定めるところにより、がん収入サポート給付金を支払います。

支払事由 (がん収入サポート給付金を支払う場合)	被保険者が、つぎの（1）および（2）に該当したとき （1）第 7 条（がん診断一時金の支払いおよび保険料の払込免除）に定めるがん診断一時金の支払事由に該当し、がん診断一時金が支払われたこと （2）次項に定めるがん収入サポート給付金支払期間中の、がん診断一時金の支払事由該当日の年単位の応当日において、被保険者が生存していたこと
支払額	がん診断一時金額×保険契約締結時に定めた割合
受取人	被保険者

- 2 がん収入サポート給付金を支払う期間は、がん診断一時金の支払事由該当日の翌日から、契約締結時に会社の定める範囲内で契約者が定める期間が満了するまでとします（以下、「がん収入サポート給付金支払期間」といいます）。
- 3 第 6 条（給付金の種類）に定める保険の種類が B 型の場合、がん収入サポート給付金支払期間が満了した時に、この保険契約は消滅します。

[治療サポート給付金の支払い]

第10条 会社は、つぎの表に定めるところにより、治療サポート給付金を支払います。

支払事由 (治療サポート給付金を支払う場合)	被保険者が、保険期間中に、責任開始日以後に診断確定されたがんまたは上皮内新生物を直接の原因とした治療を受けたとき
支払額	支払事由に該当した日が属する月ごとに、治療サポート給付金額
受取人	被保険者

- 2 前項の「がんまたは上皮内新生物を直接の原因とした治療」とは、つぎのいずれかによることとします。
- (1) 手術
「手術」とは、がんまたは上皮内新生物の治療を直接の目的としたつぎの①および②に該当する診療行為のことをいいます。
① 第 1 条（用語の意義）に定める病院または診療所における診療行為
② つぎのいずれかに該当する診療行為
(ア) 器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることで、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為。
(イ) 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に輸血料の算定対象として列挙されている造血幹細胞移植。「造血幹細胞移植」とは、造血幹（赤血球、白血球および血小板のもとになる細胞をいいます）を移植する治療法で、骨髄移植、末梢血幹細胞移植および臍帯血移植のことをいいます。ただし、移植はヒトからヒトへの同種移植に限り、異種移植は含みません。
- (2) 放射線治療
「放射線治療」とは、がんまたは上皮内新生物の治療を直接の目的としたつぎの①および②に該当する診療行為のことをいいます。
① 第 1 条（用語の意義）に定める病院または診療所における診療行為
② 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為。ただし、体外照射・組織内照射・腔内照射に限り、血液照射は除きます。また、電磁波温熱療法を含みます。「組織内照射・腔内照射」とは、密封した線源を刺入あるいは器具を使って病巣に近づけ照射する方法です。放射線薬剤の内服、坐薬、点滴注射などによる投与の場合は含みません。
- (3) 抗がん剤治療
「抗がん剤治療」とは、がんまたは上皮内新生物の治療を直接の目的とした別表 3 に定める抗がん剤治療のことをいいます。ただし、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において別表 3 に定める抗がん剤にかかる薬剤料または処方せん料が算定されることを要します。
- 3 同一の月に、支払事由に該当する複数の治療を受けたときは、その月の最初の治療を受けた日に支払事由に該当したものとみなします。
- 4 第 2 項第 1 号に定める手術または第 2 号に定める放射線治療について、医科診療報酬点数表に手術料または放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料または放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち医科診療報酬点数表においても手術料または放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。
- 5 第 2 項第 1 号に定める手術または第 2 号に定める放射線治療の診療行為において、開始した日と終了した日が異なる診療行為については、その開始した日に診療行為が行われたものとして取り扱います。

- 6 被保険者が第 2 項第 1 号に定める手術を受けた場合で、その手術が医科診療報酬点数表において手術料が 1 日につき算定されるものとして定められている手術に該当するときは、その手術については 1 日目の手術のみを受けたものとして取り扱います。
- 7 被保険者が第 2 項第 1 号に定める同一の手術を複数回受けた場合で、それらの手術が医科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が 1 回のみ算定されるものとして定められている手術に該当するときは、第 1 回目手術のみを受けたものとして取り扱います。
- 8 被保険者が第 2 項第 2 号に定める同一の放射線治療を複数回受けた場合で、それらの放射線治療が医科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも放射線治療料が 1 回のみ算定されるものとして定められている放射線治療に該当するときは、第 1 回目の放射線治療のみを受けたものとして取り扱います。
- 9 第 2 項第 3 号に定める抗がん剤治療について、「医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において別表 3 に定める抗がん剤にかかる薬剤料または処方せん料が算定されること」には、医科診療報酬点数表、歯科診療報酬点数表または厚生労働大臣が定める診断群分類点数表により算定される診療報酬に、抗がん剤にかかる薬剤料または処方せん料に相当する費用が含まれる場合を含みます。
- 10 第 2 項第 3 号に定める抗がん剤治療については、つぎの各号に定める場合に依りて当該各号に定める日に、被保険者が抗がん剤治療を受けたものとして取り扱います。
 - (1) 注射による投与が医師（看護師など医師の医療行為を補助する業務に従事する者を含みます。以下、本号において同じです）により行われた場合
医師により当該抗がん剤が投与された日
 - (2) 経口による投与が行われた場合
医師が作成した処方せんにもとづく当該抗がん剤の投薬期間に属する日のうち、当該抗がん剤を投与すべきとされた日（ただし、被保険者が生存している日に限りです）
 - (3) 前 2 号に該当しない場合
医師が当該抗がん剤を処方した日

[がん診断一時金額が減額された場合の取扱い]

第11条 がん診断一時金額が減額されたときは、この保険契約の給付金の支払額は、つぎのとおり計算します。

給付金の種類	支払額の計算方法
がん診断一時金	被保険者ががんの診断確定を受けた日現在のがん診断一時金額にもとづいて計算します。
上皮内新生物診断一時金	被保険者が上皮内新生物の診断確定を受けた日現在のがん診断一時金額にもとづいて計算します。
がん収入サポート給付金	被保険者ががんの診断確定を受けた日現在のがん診断一時金額にもとづいて計算します。

[給付金等または保険料の払込免除の請求手続き]

第12条 一時金もしくは給付金（以下、本条において「給付金等」といいます）の支払事由が生じたことを知ったときまたは保険料の払込免除事由が生じたことを知ったときは、契約者、被保険者または受取人は遅滞なく会社に通知してください。

- 2 受取人（保険料の払込免除の場合は契約者）は、遅滞なく必要書類（別表 6）を会社に提出して、給付金等または保険料の払込免除を請求してください。

【給付金等の支払いの時期と場所】

- 第13条** 一時金または給付金（以下、本条において「給付金等」といいます）の支払場所は会社の本社とし、必要書類が会社に到達した日（会社に到達した日が営業日でない場合は翌営業日。以下、本条において同じです）からその日を含めて5営業日以内に、保険料振替口座または受取人指定の金融機関等の口座に、給付金等を振り込みます。
- 2 給付金等を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の申込時から給付金等の請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、給付金等を支払うべき期限は、必要書類が会社に到達した日からその日を含めて45日を経過する日とします。
 - (1) 給付金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
給付金等の支払事由に該当する事実の有無
 - (2) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 - (3) 責任開始日の前日以前に、がんの診断確定の可能性がある場合
被保険者が、責任開始日の前日以前にがんを診断確定されたことの有無
 - (4) この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、第28条（重大事由による解除）第1項第4号①から④までに該当する事実の有無または契約者、被保険者もしくは受取人の保険契約締結の目的もしくは給付金等の請求の意図に関する保険契約の申込時から給付金等の請求時までにおける事実
 - 3 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、給付金等を支払うべき期限は、必要書類が会社に到達した日からその日を含めて当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。
 - (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
 - (2) 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 - (3) 前項第1号、第3号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 90日
 - (4) 前項第1号または第4号に定める事項に関し、契約者、被保険者または受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 - (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
 - (6) 前項各号に定める事項についての災害救助法が適用された地域における調査 180日
 - 4 契約者、被保険者または受取人が、前2項に掲げる必要な事項の確認の際に、正当な理由がないにもかかわらず当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったときは、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金等の支払いを留保します。
 - 5 第2項および第3項に定める確認を行う場合は、会社は、その旨を給付金等を請求した者に通知します。
 - 6 第1項から前項までの規定は、保険料の払込免除についても準用します。

【指定代理請求】

- 第14条** 一時金または給付金（保険料の払込免除を含みます。以下、本条において「給付金等」といいます）の支払事由が生じたにもかかわらず、受取人（保険料の払込免除の場合は契約者。以下、本条において同じです）である被保険者が給付金等を請求できないつぎの各号に定める事情がある場合は、あらかじめ契約者が指名する指定代理請求人が、必要書類（別表6）を会社に提出することにより、被保険者の代理人として、給付金等の請求を行うことができます。
- (1) 給付金等の請求を行う意思表示が困難である場合
 - (2) がん等傷病名の告知を受けていない場合
 - (3) その他第1号、第2号に掲げる事由と同等の事由がある場合
- 2 前項の指定代理請求人は、つぎの各号の範囲内であることを要します。
- (1) 被保険者の戸籍上の配偶者
 - (2) 被保険者の直系血族（直系血族がないときは兄弟姉妹、兄弟姉妹もないときは甥姪）
 - (3) 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
 - (4) つぎの範囲内の者。ただし、会社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、被保険者のために給付金等を請求すべき適当な理由があると会社が認めたと者に限ります。
 - ① 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている者
 - ② 被保険者の療養看護に努め、または被保険者の財産管理を行っている者
 - ③ その他、上記①②と同等の特別の事情がある者として会社が認めたと者
- 3 指定代理請求人が、故意に給付金等の支払事由を発生させた場合および第1項各号に定める状態に該当させた場合は、その資格を喪失します。
- 4 指定代理請求人は、給付金等の請求時において第2項に定める範囲内でなければ、その請求を行うことはできません。
- 5 給付金等が指定代理請求人に支払われた場合には、その支払い後にその給付金等の請求を受けても、会社は、これを支払いません。

第3章 保険料の払い込み

【被保険者の年齢の計算方法】

第15条 保険料を決める際の被保険者の年齢は、契約日の満年齢で計算します。

【保険料の払い込み】

- 第16条 保険料は、会社の提携先の中から、契約者が指定した金融機関等の口座振替、またはクレジットカードで、契約日より毎月、月払により払い込んでいただきます（指定口座を変更する場合は、必要書類（別表6）を会社に提出することによります）。なお、会社は、払い込まれた保険料については、領収証を発行しません。
- 2 契約日の月ごとの応当日（応当日のない月の場合は、その月の末日とします。以下、本条において同じです）の属する月の初日から末日までを、保険料の払込期月とします。
 - 3 口座振替による場合、会社は、契約日にかかわらず、会社の指定する振替日（金融機関等の休業日に該当する場合は翌営業日）に保険料を振り替えます。
 - 4 口座振替が不能となった場合は、翌月の振替日に、翌月分の保険料とあわせて2か月分の保険料の振替を行います。翌月の振替日にも振替が不能となった場合は、翌々月の振替日に3か月分の保険料の振替を行います。
 - 5 クレジットカードによる場合、会社は、クレジットカードが有効であり、かつ保険料がその利用額の範囲内であることを確認し、カード会社に保険料を請求したときに、その払い込みがあったものとみなします。なお、払い込みが不能となった場合は、前項の規定を準用します。
 - 6 同一の指定口座からの口座振替または同一のクレジットカードにより、複数の保険契約の保険料を払い込む場合、契約者は、会社に対して、保険契約の払い込みの優先順位を指定することはできません。
 - 7 第1項の保険料が払い込まれないまま、それぞれの応当日以後末日までに一時金または給付金（以下、本条において「給付金等」といいます）の支払事由が生じた場合、会社は、給付金等を支払う際に、未払込保険料を給付金等から控除します。給付金等が未払込保険料に不足する場合には、契約者は、その未払込保険料全額を払い込んでください。その未払込保険料が猶予期間内に払い込まれない場合には、会社は、給付金等を支払いません。
 - 8 第1項の保険料が払い込まれないまま、それぞれの応当日以後末日までに保険料の払込免除事由が生じた場合には、契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。その未払込保険料が猶予期間内に払い込まれない場合には、会社は、保険料の払い込みを免除しません。
 - 9 第1項の保険料が応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険料の払い込みを要しなくなった場合は、会社は、その保険料を契約者に払い戻します。

【猶予期間】

- 第17条 保険料の払い込みについては、払込期月の翌月初日から翌々月末日までを猶予期間とし、猶予期間内に保険料が払い込まれない場合は、保険契約は猶予期間の満了の日の翌日からその効力を失います。
- 2 猶予期間内に一時金または給付金（以下、本条において「給付金等」といいます）の支払事由が発生した場合は、会社は、給付金等を支払います。この場合は、未払込保険料を給付金等から控除します。給付金等が未払込保険料に不足する場合には、契約者は、その未払込保険料全額を払い込んでください。その未払込保険料が猶予期間内に払い込まれないときは、会社は、給付金等を支払いません。
 - 3 猶予期間内に保険料の払込免除事由が発生した場合は、契約者は、その猶予期間の満了の日までに、未払込保険料を払い込んでください。その未払込保険料が猶予期間内に払い込まれないときは、会社は、保険料の払い込みを免除しません。

第4章 契約内容の変更および保険契約の管理

【受取人、指定代理請求人の変更】

第18条 一時金または給付金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。

- 2 契約者は、必要書類（別表6）を会社に提出することにより、第14条（指定代理請求）第2項に定める範囲内で指定代理請求人を変更することができます。

【住所等の変更】

第19条 契約者が、住所、電話番号、電子メールアドレス（以下、「住所等」といいます）を変更した場合は、遅滞なく会社に通知してください。

- 2 契約者が前項の通知を行わなかった場合において、契約者の住所等を会社が確認できなかったときは、会社が把握している契約者の最後の住所等に発した通知は、契約者に到達したものとみなします。

【解約】

第20条 契約者は、必要書類（別表6）を会社に提出することにより、将来に向かって保険契約を解約することができます。必要書類が会社に到達した時点で、保険契約は終了します。ただし、解約返戻金はありません。

【がん診断一時金額の減額】

第21条 契約者は、必要書類（別表6）を会社に提出することにより、がん診断一時金額を減額することができます。ただし、会社は、減額後のがん診断一時金額が会社の定める金額を下回る減額は取り扱いません。

- 2 必要書類が会社に到達した日の属する払込期月の翌月の契約応当日に、がん診断一時金額は減額されたものとし、そのときから減額後の保険料を適用します。
- 3 がん診断一時金額が減額されたときは、減額部分は解約されたものとみなします。

【被保険者の死亡】

第22条 被保険者が死亡した場合は、保険契約は消滅します。被保険者の死亡時の法定相続人は、必要書類（別表6）を会社に提出することにより、会社に通知してください。

- 2 被保険者が死亡した場合、一時金または給付金（保険料の払込免除を含みます。以下、本条において「給付金等」といいます）の請求については、被保険者の法定相続人のうち、つぎの各号に定める1人の者を代表者とします。この場合、その代表者は、被保険者の他の法定相続人を代理するものとします。
 - (1) 指定代理請求人
 - (2) 指定代理請求人がいないときは戸籍上の配偶者
 - (3) 第1号または第2号に該当する者がいないときは法定相続人の協議により定めた者
- 3 前項の規定により、会社が給付金等を被保険者の法定相続人の代表者に支払った場合には、その後重複してその給付金等の請求を受けても、会社は、これを支払いません。

【保険契約の更新】

第23条 この保険は、契約者が、保険期間の満了の日の2か月前までに、継続しない旨を会社に通知しない限り、更新の請求があったものとして、保険期間の満了の日の翌日（以下、「更新日」といいます）に更新します。更新については、新たな申し込みや告知は不要です。

- 2 前項の規定にかかわらず、つぎの場合には、会社は本条の更新を取り扱いません。
 - (1) 更新日の被保険者の年齢が満80歳以上となるとき

- (2) 保険期間が終身または歳満了の保険契約のとき
- (3) 第 6 条（給付金の種類）に定める保険の種類が B 型の場合で、更新前のこの保険契約の保険期間において、第 7 条（がん診断一時金の支払いおよび保険料の払込免除）に定める支払事由に該当したとき
- 3 更新後の保険料は、更新日の保険料率および被保険者の更新日の満年齢によって計算します。
- 4 更新後の保険期間は、更新前の保険契約と同一とします。ただし、更新後の保険期間の満了の日に被保険者の年齢が満 81 歳以上となる場合は、保険期間を短縮して更新します。
- 5 更新された契約内容については、更新日を第 5 条（契約日と保険期間）に定める契約日と読み替えて、更新日のがん保険普通保険約款の規定を適用します。
- 6 第 4 条（保障の開始）、第 7 条（がん診断一時金の支払いおよび保険料の払込免除）、第 8 条（上皮内新生物診断一時金の支払い）、第 9 条（がん収入サポート給付金の支払い）、第 10 条（治療サポート給付金の支払い）、第 24 条（責任開始日前のがん診断確定による無効）、第 25 条（告知義務）、第 26 条（告知義務違反による解除）、第 27 条（保険契約を解除できない場合）、第 35 条（がん先進医療特則）および第 37 条（女性特則）の規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとみなします。
- 7 前項の規定にかかわらず、第 1 項の規定により保険契約が更新された場合には、会社は、新たに保険証券を発行しません。
- 8 更新前のこの保険契約の保険期間において、第 7 条（がん診断一時金の支払いおよび保険料の払込免除）に定めるがん診断一時金が支払われる場合（更新が複数回されている場合には、いずれかの保険期間においてがん診断一時金が支払われる場合を含みます）には、更新後のこの保険契約については、がん診断一時金を支払いません。
- 9 更新前のこの保険契約の保険期間において、第 8 条（上皮内新生物診断一時金の支払い）に定める上皮内新生物診断一時金が支払われる場合（更新が複数回されている場合には、いずれかの保険期間において上皮内新生物診断一時金が支払われる場合を含みます）には、更新後のこの保険契約については、上皮内新生物診断一時金を支払いません。
- 10 第 1 項の規定にかかわらず、更新時に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていない場合には、この保険契約は更新されません。この場合、この保険契約は、会社の定める基準にもとづき、本条の取扱いに準じて、この保険契約の保険期間満了の日の翌日に、この保険契約に準じた保険契約として会社が定める他の保険契約へ変更されます。

第5章 責任開始日前のがん診断確定による無効

【責任開始日前のがん診断確定による無効】

- 第24条** 被保険者が告知前または告知の時から責任開始日の前日までにがんと診断確定されていた場合は、契約者または被保険者の、その事実の知、不知にかかわらず保険契約は無効とし、つぎの（1）から（3）のとおり取り扱います。
- （1）告知前に、被保険者ががんと診断確定されていた事実を、契約者および被保険者のすべてが知らなかった場合には、既に払い込まれた保険料を契約者に払い戻します。
 - （2）告知前に、被保険者ががんと診断確定されていた事実を、契約者または被保険者のいずれか一人でも知っていた場合には、既に払い込まれた保険料は払い戻しません。
 - （3）告知の時から責任開始日の前日までに被保険者ががんと診断確定されていた場合には、既に払い込まれた保険料を契約者に払い戻します。
- 2 本条の適用がある場合は、第26条（告知義務違反による解除）および第28条（重大事由による解除）の規定は適用しません。

【告知義務】

第25条 契約者または被保険者は、保険契約の申し込みの際、一時金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社所定の質問事項について、インターネット上に設けられた会社の申込画面を通じて告知することを要します。

- 2 告知に際しては、質問事項について事実を回答してください。なお、会社が事実を照会した際も同様です。

【告知義務違反による解除】

第26条 会社は、前条の告知の際、契約者または被保険者につき的事实がある場合には、保険契約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 故意または重大な過失により質問事項について事実を回答しなかった場合
- (2) 故意または重大な過失により質問事項について事実でないことを回答した場合
- 2 前項の事実がある場合、会社は、一時金もしくは給付金（以下、本条において「給付金等」といいます）の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。その場合は、会社は、給付金等の支払いまたは保険料の払込免除は行いません。すでに給付金等を支払っていたときでも、その返還を請求することができ、また、すでに保険料の払い込みを免除していたときでも、その保険料の払い込みを求めることができます。
- 3 前項の規定にかかわらず、給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が、解除の原因となった事実と関係がなかったことを、契約者、被保険者または受取人が証明した場合は、会社は、給付金等を支払い、または保険料の払い込みを免除します。
- 4 本条の規定によって保険契約を解除する場合は、会社は、その旨を契約者に通知します。
- 5 保険契約を解除した場合は、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

【保険契約を解除できない場合】

第27条 会社は、前条に定める告知義務違反があった場合でも、つぎのいずれかのときには、保険契約を解除することができません。

- (1) 会社が保険契約の締結の際、契約者または被保険者に解除の原因となる事実があることを知っていたとき、または過失により知らなかったとき
 - (2) 保険媒介者が、契約者または被保険者が第25条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 保険媒介者が、契約者または被保険者に対し、第25条（告知義務）の告知をしないことをすすめたとき、または事実でないことを告げることをすすめたとき
 - (4) 会社が解除の原因となる事実を知った日からその日を含めて1か月が経過したとき
 - (5) 第4条（保障の開始）第1項に定める保険期間の始期（以下、本号において「保険期間の始期」といいます）が属する日からその日を含めて保険契約が2年をこえて有効に継続したとき。ただし、保険期間の始期が属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実により一時金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じているときは除きます。
- 2 前項第2号および第3号の場合において、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、第25条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたと認められるときには、適用しません。

【重大事由による解除】

第28条 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由（重大事由）が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 契約者、被保険者または受取人がこの保険契約の一時金または給付金（保険料の払込免除を含みます。以下、本項において「給付金等」といいます）を詐取する目的もしくは第三者に給付金等を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます）をした場合
 - (2) この保険契約の給付金等の請求に関し、受取人に詐欺行為（未遂を含みます）があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金等の金額の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) 契約者、被保険者または受取人が、つぎのいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 他の保険契約が重大事由によって解除され、または契約者、被保険者または受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、契約者、被保険者または受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない第1号から第4号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- 2 前項の事実がある場合、会社は、一時金もしくは給付金（以下、本項において「給付金等」といいます）の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。その場合は、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による給付金等の支払いまたは保険料の払込免除は行いません。また、すでに給付金等を支払っていたときでも、その返還を請求することができ、また、すでに保険料の払い込みを免除していたときでも、その保険料の払い込みを求めることができます。
- 3 本条による解除については、第26条（告知義務違反による解除）第4項および第5項の規定を準用します。

【詐欺による取消し】

第29条 契約者または被保険者の詐欺により、保険契約の締結が行われた場合は、会社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

【不法取得目的による無効】

第30条 契約者が一時金または給付金（保険料の払込免除を含みます。以下、本条において「給付金等」といいます）を不法に取得する目的または他人に給付金等を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結を行った場合は、保険契約は無効とし、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

第7章 | その他

[年齢または性別の誤りの処理]

第31条 保険契約の申し込みの際、被保険者の年齢に誤りがあった場合で、契約日およびその誤りが発見された日のいずれの日においても実際の年齢が会社の契約する年齢の範囲外のときは、会社は、保険契約を取り消すことができます。その場合は、すでに払い込まれた保険料を契約者に払い戻し、その他のときは、実際の年齢にもとづいて保険料を精算します。

- 2 保険契約の申し込みの際、被保険者の性別に誤りがあった場合は、実際の性別にもとづいて保険料を精算します。

[時効]

第32条 一時金もしくは給付金の支払いまたは保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年間行使しない場合には消滅します。

[管轄裁判所]

第33条 この保険契約における一時金または給付金の請求に関する訴訟については、会社の本社または受取人の住所地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

- 2 この保険契約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、前項の規定を準用します。

[法令等の改正に伴う支払事由の変更]

第34条 この保険契約における一時金または給付金（以下、本条において「給付金等」といいます）の支払事由に関する規定にかかわる法令等の改正または医療技術の変化があり、その改正または変化が給付金等の支払事由に関する規定に影響を及ぼすと認めた場合は、主務官庁の認可を得て、この保険契約の保険料を変更することなく給付金等の支払事由に関する規定を変更することがあります。変更するときは、会社は、給付金等の支払事由に関する規定を変更する日（以下、本項において「変更日」といいます）の2か月前までに契約者にその旨を通知します。ただし、正当な理由によって2か月前までに通知できないときは、変更日前に通知します。

[がん先進医療特則]

第35条 この特則は、保険契約の締結の際、契約者の申出により、会社の承諾を得て付加することができます。この特則を付加した場合、会社は、つぎの表に定めるところにより、がん先進医療給付金を支払います。

支払事由 (がん先進医療給付金を支払う場合)	被保険者が、保険期間中に、責任開始日以後に診断確定されたがんを直接の原因として、先進医療による療養を受けたとき
支払額	先進医療に係る技術料と同額
受取人	被保険者

- 2 がん先進医療給付金の通算支払限度は、がん先進医療給付金の支払額を通算して2,000万円とします。
- 3 被保険者が同一の先進医療において複数回にわたって一連の療養を受けたときは、それらの一連の療養を1回の療養とみなします。この場合、その療養の開始日をその療養を受けた日とみなします。

- 4 この特則を、第6条（給付金の種類）に定める保険の種類がA型またはB型に付加した場合、第7条（がん診断一時金の支払いおよび保険料の払込免除）第4項第1号および第9条（がん収入サポート給付金の支払い）第3項の規定にかかわらず、がん診断一時金またはがん収入サポート給付金が支払われても、この保険契約は消滅せず、保険契約は継続します。
- 5 保険期間が定期の保険契約の場合、この特則を第6条（給付金の種類）に定める保険の種類がB型に付加したときは、第7条（がん診断一時金の支払いおよび保険料の払込免除）第1項に定める支払事由に該当し、がん診断一時金が支払われても、第23条（保険契約の更新）第2項第3号の規定にかかわらず、この保険契約は保険契約の更新を取り扱います。
- 6 被保険者が第7条（がん診断一時金の支払いおよび保険料の払込免除）第1項に定める支払事由に該当した場合、会社は、将来の保険料の払い込みを免除します。
- 7 第2項に定めるがん先進医療給付金の支払限度に達したときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) この特則を、第6条（給付金の種類）に定める保険の種類がA型に付加した場合で、第7条（がん診断一時金の支払いおよび保険料の払込免除）第1項に定める支払事由に該当し、がん診断一時金が支払われているときは、第4項の規定にかかわらず保険契約は消滅します。
 - (2) この特則を、第6条（給付金の種類）に定める保険の種類がB型に付加した場合で、第9条（がん収入サポート給付金の支払い）第2項に定めるがん収入サポート給付金支払期間が満了しているときは、第4項および第5項の規定にかかわらず保険契約は消滅します。
- 8 この特則のみの解約はできません。

[がん無事故給付特則]

第36条 この特則は、保険契約の締結の際、契約者の申出により、会社の承諾を得て付加することができます。この特則を付加した場合、会社は、つぎの表に定めるところにより、がん無事故給付金を支払います。

支払事由 (がん無事故給付金を支払う場合)	契約日または第2項に定める無事故判定基準日からその直後に到来する無事故判定基準日の前日までの間（以下、「無事故判定期間」といいます）に、第7条（がん診断一時金の支払いおよび保険料の払込免除）に定める支払事由に該当しなかったとき
支払額	がん無事故給付金額
受取人	契約者

- 2 この保険契約の保険期間中に到来する契約日から保険契約の締結の際に会社の定める範囲で契約者が定めた年数ごとの年単位の契約応当日を無事故判定基準日といいます。
- 3 がん無事故給付金が支払われた後に、その支払いの基準となる無事故判定期間中に支払事由が生じたがん診断一時金の請求を受け、がん診断一時金が支払われることとなったときは、会社は、その支払いの基準となる無事故判定期間以後に支払われたがん無事故給付金を差し引いてがん診断一時金を支払います。ただし、支払われることとなったがん診断一時金が、支払われたがん無事故給付金に不足する場合には、契約者は、支払われたがん無事故給付金全額を払い込んでください。そのがん無事故給付金全額が払い込まれないときは、会社は、がん診断一時金を支払いません。
- 4 がん診断一時金が支払われた場合は、被保険者が第7条（がん診断一時金の支払いおよび保険料の払込免除）第1項に定めるがん診断一時金の支払事由に該当した時に遡って、この特則は消滅します。
- 5 この特則のみの解約はできません。
- 6 保険期間が定期の保険契約の場合、第23条（保険契約の更新）第4項の規定により更新後の保険期間が短縮される場合は、会社はこの特則の更新を取り扱いません。

【女性特則】

第37条 この特則は、保険契約の締結の際、契約者の申出により、会社の承諾を得て付加することができます。

- 2 この特則において「女性特定のがん」とは、別表4に定める女性特定の悪性新生物をいい、「女性特定の上皮内新生物」とは別表5に定める女性特定の上皮内新生物をいいます。
- 3 女性特定のがんおよび女性特定の上皮内新生物の診断確定については、第2条（がん、上皮内新生物の定義および診断確定）第3項の規定を準用します。
- 4 会社は、つぎの表に定めるところにより、女性ケア給付金を支払います。

支払事由 (女性ケア給付金を支払う場合)	被保険者が、保険期間中に、責任開始日以後に診断確定された女性特定のがんまたは女性特定の上皮内新生物を直接の原因とした治療を受けたとき
支払額	支払事由に該当した日が属する月ごとに、治療サポート給付金額と同額
受取人	被保険者

- 5 前項の「女性特定のがんまたは女性特定の上皮内新生物を直接の原因とした治療」とは、つぎのいずれかによることとします。

(1) 手術

「手術」とは、女性特定のがんまたは女性特定の上皮内新生物の治療を直接の目的としたつぎの①および②に該当する診療行為のことをいいます。

- ① 第1条（用語の意義）に定める病院または診療所における診療行為
- ② つぎのいずれかに該当する診療行為

(ア) 器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることで、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為。

(イ) 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に輸血料の算定対象として列挙されている造血幹細胞移植。「造血幹細胞移植」とは、造血幹（赤血球、白血球および血小板のもとになる細胞をいいます）を移植する治療法で、骨髓移植、末梢血幹細胞移植および臍帯血移植のことをいいます。ただし、移植はヒトからヒトへの同種移植に限り、異種移植は含みません。

(2) 放射線治療

「放射線治療」とは、女性特定のがんまたは女性特定の上皮内新生物の治療を直接の目的としたつぎの①および②に該当する診療行為のことをいいます。

- ① 第1条（用語の意義）に定める病院または診療所における診療行為
- ② 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為。ただし、体外照射・組織内照射・腔内照射に限り、血液照射は除きます。また、電磁波温熱療法を含みます。「組織内照射・腔内照射」とは、密封した線源を刺入あるいは器具を使って病巣に近づけ照射する方法です。放射線薬剤の内服、坐薬、点滴注射などによる投与の場合は含みません。

(3) 抗がん剤治療

「抗がん剤治療」とは、女性特定のがんまたは女性特定の上皮内新生物の治療を直接の目的とした別表3に定める抗がん剤治療のことをいいます。ただし、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において別表3に定める抗がん剤にかかる薬剤料または処方せん料が算定されることを要します。

- 6 同一の月に、支払事由に該当する複数の治療を受けたときは、その月の最初の治療を受けた日に支払事由に該当したものとみなします。

- 7 第5項第1号に定める手術または第2号に定める放射線治療について、医科診療報酬点数表に手術料または放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料または放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち医科診療報酬点数表においても手術料または放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。
- 8 第5項第1号に定める手術または第2号に定める放射線治療の診療行為において、開始した日と終了した日が異なる診療行為については、その開始した日に診療行為が行われたものとして取り扱います。
- 9 被保険者が第5項第1号に定める手術を受けた場合で、その手術が医科診療報酬点数表において手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当するときは、その手術については1日目の手術のみを受けたものとして取り扱います。
- 10 被保険者が第5項第1号に定める同一の手術を複数回受けた場合で、それらの手術が医科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術に該当するときは、第1回目の手術のみを受けたものとして取り扱います。
- 11 被保険者が第5項第2号に定める同一の放射線治療を複数回受けた場合で、それらの放射線治療が医科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも放射線治療料が1回のみ算定されるものとして定められている放射線治療に該当するときは、第1回目の放射線治療のみを受けたものとして取り扱います。
- 12 第5項第3号に定める抗がん剤治療について、「医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において別表3に定める抗がん剤にかかる薬剤料または処方せん料が算定されること」には、医科診療報酬点数表、歯科診療報酬点数表または厚生労働大臣が定める診断群分類点数表により算定される診療報酬に、抗がん剤にかかる薬剤料または処方せん料に相当する費用が含まれる場合を含みます。
- 13 第5項第3号に定める抗がん剤治療については、つぎの各号に定める場合に依りて当該各号に定める日に、被保険者が抗がん剤治療を受けたものとして取り扱います。
 - (1) 注射による投与が医師（看護師など医師の医療行為を補助する業務に従事する者を含みます。以下、本号において同じです）により行われた場合
医師により当該抗がん剤が投与された日
 - (2) 経口による投与が行われた場合
医師が作成した処方せんにもとづく当該抗がん剤の投薬期間に属する日のうち、当該抗がん剤を投与すべきとされた日（ただし、被保険者が生存している日に限りです）
 - (3) 前2号に該当しない場合
医師が当該抗がん剤を処方した日
- 14 被保険者が第7条（がん診断一時金の支払いおよび保険料の払込免除）第1項に定める支払事由に該当した場合、会社は、将来の保険料の払い込みを免除します。
- 15 この特則のみの解約はできません。

別表

別表 1 対象となる悪性新生物

1. 対象となる「悪性新生物」とは、平成 27 年 2 月 13 日総務省告示第 35 号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013 年版）準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。
 なお、診断確定日以前に新たな分類提要が施行された場合は、新たな分類の基本分類コードによるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物<腫瘍>	C00 ~ C14
消化器の悪性新生物<腫瘍>	C15 ~ C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物<腫瘍>	C30 ~ C39
骨および関節軟骨の悪性新生物<腫瘍>	C40 ~ C41
皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物<腫瘍>	C43 ~ C44
中皮および軟部組織の悪性新生物<腫瘍>	C45 ~ C49
乳房の悪性新生物<腫瘍>	C50
女性生殖器の悪性新生物<腫瘍>	C51 ~ C58
男性生殖器の悪性新生物<腫瘍>	C60 ~ C63
腎尿路の悪性新生物<腫瘍>	C64 ~ C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物<腫瘍>	C69 ~ C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物<腫瘍>	C73 ~ C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物<腫瘍>	C76 ~ C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物<腫瘍>、原発と記載されたまたは推定されたもの	C81 ~ C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物<腫瘍>	C97
真正赤血球増加症<多血症>	D45
骨髄異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物<腫瘍>（D47）のうち	
・慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
・本態性（出血性）血小板血症	D47.3
・骨髄線維症	D47.4
・慢性好酸球性白血病 [好酸球増加症候群]	D47.5

2. 上記 1 において「悪性新生物」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第 3 版」中、新生物の性状を表す第 5 桁コードがつぎのものをいいます。
 なお、診断確定日以前に新たな版が発行された場合は、新たな版における第 5 桁コードによるものをいいます。

第 5 桁性状コード番号

- | | |
|-----|-----------------------|
| ／ 3 | ・・・悪性、原発部位 |
| ／ 6 | ・・・悪性、転移部位
悪性、続発部位 |
| ／ 9 | ・・・悪性、原発部位または転移部位の別不詳 |

(注)「悪性新生物」には、国際対がん連合（UICC）により発行された「TNM 悪性腫瘍の分類」で病期分類が 0 期に分類されている病変は、含まれません。したがって、上皮内癌、非浸潤癌、大腸の粘膜内癌等は、悪性新生物に該当しません。

別表 2 対象となる上皮内新生物

1. 対象となる「上皮内新生物」とは、平成 27 年 2 月 13 日総務省告示第 35 号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013 年版）準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。
 なお、診断確定日以前に新たな分類提要が施行された場合は、新たな分類の基本分類コードによるものとします。

分類項目	基本分類コード
上皮内新生物<腫瘍>	D00 ~ D07、D09

2. 上記 1 において「上皮内新生物」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第 3 版」中、新生物の性状を表す第 5 桁コードがつぎのものをいいます。
 なお、診断確定日以前に新たな版が発行された場合は、新たな版における第 5 桁コードによるものをいいます。

第 5 桁性状コード番号

- | | |
|-----|--------------------------|
| ／ 2 | ・・・上皮内癌
上皮内 非浸潤性 非侵襲性 |
|-----|--------------------------|

別表 3 対象となる抗がん剤治療

1. 対象となる「抗がん剤治療」とは、下記 2. に定める抗がん剤を投与することにより、がんを破壊またはこれの発育・増殖を抑制することを目的とした治療法のことをいいます（ホルモン療法を含みます）。
2. 「抗がん剤」とは、投薬または処方された時点で、つぎの(1)または(2)のいずれかに分類される医薬品のことをいいます。
 - (1) 世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類のうち、つぎに分類されること

解剖治療化学分類法による医薬品分類

- L01. 抗悪性腫瘍薬
- L02. 内分泌療法（ホルモン療法）
- L03. 免疫賦活薬
- L04. 免疫抑制薬
- V10. 治療用放射性医薬品

- (2) 総務大臣が定める日本標準商品分類において「8742 腫瘍用薬」に分類されること

別表 4 対象となる女性特定の悪性新生物

1. 対象となる「女性特定の悪性新生物」とは、平成 27 年 2 月 13 日総務省告示第 35 号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013 年版）準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。
なお、新たな分類提要が施行された場合は、新たな分類の基本分類コードによるものとします。

分類項目	基本分類コード
乳房の悪性新生物＜腫瘍＞	C50
外陰（部）の悪性新生物＜腫瘍＞	C51
膣の悪性新生物＜腫瘍＞	C52
子宮頸部の悪性新生物＜腫瘍＞	C53
子宮体部の悪性新生物＜腫瘍＞	C54
子宮の悪性新生物＜腫瘍＞、部位不明	C55
卵巣の悪性新生物＜腫瘍＞	C56
その他および部位不明の女性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞	C57
胎盤の悪性新生物＜腫瘍＞	C58
その他の部位および部位不明の続発性悪性新生物＜腫瘍＞（C79）のうち ・卵巣の続発性悪性新生物＜腫瘍＞	C79.6

(注 1) 「乳房の悪性新生物＜腫瘍＞」には、乳房の皮膚における新生物＜腫瘍＞は含まれません。

(注 2) 乳房、外陰、膣、子宮頸部、子宮体部、卵巣、女性生殖器、胎盤に生じた悪性新生物のうち、上記の基本分類コードに該当しないものについても、会社が認めた場合に限り、対象となる女性特定の悪性新生物に含めることがあります。

2. 上記 1 において「女性特定の悪性新生物」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第 3 版」中、新生物の性状を表す第 5 桁コードがつぎのものをいいます。
なお、診断確定日以前に新たな版が発行された場合は、新たな版における第 5 桁コードによるものをいいます。

第 5 桁性状コード番号
／ 3 . . . 悪性、原発部位
／ 6 . . . 悪性、転移部位 悪性、続発部位
／ 9 . . . 悪性、原発部位または転移部位の別不詳

別表 5 対象となる女性特定の上皮内新生物

1. 対象となる「女性特定の上皮内新生物」とは、平成 27 年 2 月 13 日総務省告示第 35 号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013 年版）準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。
なお、新たな分類提要が施行された場合は、新たな分類の基本分類コードによるものとします。

分類項目	基本分類コード
乳房の上皮内癌	D05
子宮頸（部）の上皮内癌	D06
その他および部位不明の生殖器の上皮内癌（D07）のうち、	
・子宮内膜	D07.0
・外陰部	D07.1
・膣	D07.2
・その他および部位不明の女性生殖器	D07.3

(注 1) 「乳房の上皮内癌」には、乳房の皮膚における新生物＜腫瘍＞は含まれません。

2. 上記 1 において「女性特定の上皮内新生物」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第 3 版」中、新生物の性状を表す第 5 桁コードがつぎのものをいいます。
なお、診断確定日以前に新たな版が発行された場合は、新たな版における第 5 桁コードによるものをいいます。

第 5 桁性状コード番号
／ 2 . . . 上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性

別表 6 必要書類

項目	約款条文	必要書類
がん診断一時金 および保険料の 払込免除の請求	第 7 条 第 12 条	(1) 請求書 (2) 医師の診断書兼治療証明書 (3) 病理組織検査報告書 (4) 被保険者の印鑑証明書 (3 か月以内のもの。以下、同じです) (5) 保険証券
上皮内新生物 診断一時金の 請求	第 8 条 第 12 条	(1) 請求書 (2) 医師の診断書兼治療証明書 (3) 病理組織検査報告書 (4) 被保険者の印鑑証明書 (5) 保険証券
がん収入 サポート給付金 の請求	第 9 条 第 12 条	(1) 請求書 (2) 被保険者の住民票 (3) 被保険者の印鑑証明書 (4) 保険証券
治療サポート 給付金の請求	第 10 条 第 12 条	(1) 請求書 (2) 医師の診断書兼治療証明書 (3) 病理組織検査報告書 (4) 被保険者の印鑑証明書 (5) 保険証券
がん先進医療 給付金の請求	第 35 条 第 12 条	(1) 請求書 (2) 医師の診断書兼治療証明書 (3) 病理組織検査報告書 (4) 先進医療の療養に対する費用を証明する書類 (5) 被保険者の印鑑証明書 (6) 保険証券
がん無事故 給付金の請求	第 36 条 第 12 条	(1) 請求書 (2) 被保険者の住民票 (3) 契約者の印鑑証明書 (4) 保険証券
女性ケア給付金 の請求	第 37 条 第 12 条	(1) 請求書 (2) 医師の診断書兼治療証明書 (3) 病理組織検査報告書 (4) 被保険者の印鑑証明書 (5) 保険証券

別表

項目	約款条文	必要書類
指定代理請求	第 14 条	それぞれの給付金の請求に必要な書類に加えて、つぎの書類が必要となります。 (1) 指定代理請求人の印鑑証明書 (2) 指定代理請求人が第 14 条第 2 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当する場合は、指定代理請求人の戸籍謄本 (3) 指定代理請求人が第 14 条第 2 項第 4 号に該当する場合で、被保険者と生計を一にしているときは、被保険者もしくは指定代理請求人の健康保険証の写しまたは指定代理請求人が被保険者の治療費の支払いを行っていることを証する領収証の写し (4) 指定代理請求人が第 14 条第 2 項第 4 号に該当する場合で、契約にもとづき被保険者の療養看護または財産管理を行っているときは、その契約書の写し
指定口座の変更	第 16 条	(1) 口座振替依頼書（口座振替の場合）
指定代理請求人の変更	第 18 条	(1) 請求書 (2) 保険証券
解約	第 20 条	(1) 請求書 (2) 保険証券
がん診断一時金額の減額	第 21 条	(1) 請求書 (2) 保険証券
被保険者の死亡	第 22 条	(1) 請求書 (2) 法定相続人の印鑑証明書 (3) 被保険者の住民票 (4) 保険証券

会社は、必要に応じて、上記以外の書類の提出を求めること、または一部の書類の提出を省略もしくは代替することができます。

以上

書面による保険契約の申込等に関する特約条項

【特約の適用】

第1条 この特約は保険契約締結の際、会社所定の書面にて保険契約を申し込む場合、契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に適用します。

【保障の開始】

第2条 この特約が適用された場合、主たる保険契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます）の保障の開始の規定にかかわらず、会社は、保険契約の申し込みを承諾したときは、申し込みを受けた時に遡って、保険契約上の責任を負います。ただし、主約款の告知義務の規定に定める告知の前に申し込みがなされたときは、告知の時点からとします。

- 2 会社が郵便または信書便により保険契約の申し込みを受けて、この特約が適用された場合、主約款の保障の開始の規定および前項にかかわらず、会社は、保険契約の申し込みを承諾したときは、申し込みを受けた日に遡って、保険契約上の責任を負います。ただし、主約款の告知義務の規定に定める告知の前に申し込みがなされたときは、告知を受けた日からとします。
- 3 第1項または第2項により会社が、保険契約の申し込みを承諾した場合は、契約者に保険証券を交付します。
- 4 保険契約の申し込みは、申し込みを受けた後に申込者が死亡し、意思能力を有しない常況にある者となり、または行為能力の制限を受けた場合においても、その効力を有するものとします。

【告知義務】

第3条 この特約が適用された場合、主約款の告知義務の規定にかかわらず、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 契約者または被保険者は、保険契約の申し込みの際、保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生に関する重要な事項のうち会社所定の質問事項について、会社が書面で告知を求めた事項については書面を通じて、インターネット上に設けられた会社の申込画面で告知を求めた事項についてはインターネット上に設けられた会社の申込画面を通じて告知することを要します。
- (2) 告知に際しては、質問事項について事実を回答してください。なお、会社が事実を照会した際も同様です。

【特約の解約】

第4条 この特約のみの解約は取り扱いません。

【主約款の規定の準用】

第5条 この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を準用します。

【がん保険（無配当・無解約返戻金型）に適用した場合の特則】

第6条 この特約ががん保険（無配当・無解約返戻金型）に適用された場合には、第2条（保障の開始）はつぎのとおり読み替えます。

「【保障の開始】

第2条 この特約が適用された場合、主たる保険契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます）の保障の開始の規定にかかわらず、会社は、保険契約の申し込みを承諾したときは、申し込みを受けた時を保険期間の始期とし、その日を含めて91日目を責任開始の日（以下、「責任開始日」といいます）として保険契約上の責任を負います。ただし、主約款の告知義務の規定に定める告知の前に申し込みがなされたときは、告知の時点を保険期間の始期とし、その日を含めて91日目を責任開始日とします。

- 2 会社が郵便または信書便により保険契約の申し込みを受けて、この特約が適用された場合、主約款の保障の開始の規定および前項にかかわらず、会社は、保険契約の申し込みを承諾したときは、申し込みを受けた日を保険期間の始期とし、その日を含めて91日目を責任開始の日（以下、「責任開始日」といいます）として保険契約上の責任を負います。ただし、主約款の告知義務の規定に定める告知の前に申し込みがなされたときは、告知を受けた日を保険期間の始期とし、その日を含めて91日目を責任開始日とします。
- 3 第1項または第2項により会社が、保険契約の申し込みを承諾した場合は、契約者に保険証券を交付します。
- 4 保険契約の申し込みは、申し込みを受けた後に申込者が死亡し、意思能力を有しない常況にある者となり、または行為能力の制限を受けた場合においても、その効力を有するものとします。」

以 上

保険料還付金特約条項(がん保険用)

[特約の適用]

第1条 この特約は、電気通信事業者の通信契約者向けの特約で、保険契約締結の際、契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に適用します。

[保険料還付金の支払い]

第2条 会社は、つぎの表に定めるところにより、この特約が付加された主たる保険契約（以下、「主契約」といいます）の保険料の一部を保険料還付金として支払います。

(1) 還付期間 (還付判定を行う期間)	主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます）の契約日と保険期間の規定に定める契約日の属する月（ただし、初めて保険料を請求する月が契約日の属する月より遅い場合は、初めて保険料を請求する月）からその月を含めて60か月間
(2) 還付条件	つぎの①および②の条件をすべて満たすこと ①(1)に定める還付期間における各月末に会社が定める電気通信事業者にかかる契約者の指定する通信契約および主契約が有効に継続していること ②主約款の保険料の払い込みの規定に定める保険料の払込期月内に主契約の保険料が払い込まれたこと
(3) 還付金額	保険証券記載の還付金額
(4) 還付方法	保険料還付金の支払場所は会社の本社とし、電気通信事業者に対し、電気通信事業者のシステムを通じて、(2)に定める通信契約の通信料金から保険料還付金額相当額を差し引かせることで保険料還付金を支払います。ただし、当月の通信料金が還付金額に満たない場合および電気通信事業者のシステムが使用できない等の特別の事情がある場合は、当社から契約者に還付します。
(5) 還付時期	主約款の保険料の払い込みの規定に定める保険料の払込期月の翌月の通信料金を請求する日の属する月
(6) 保険料還付金を支払わない場合	主約款の保険料の払込免除に関する規定に定める保険料の払込免除事由に該当した場合

- 主約款の規定により保険料を払い戻す場合、払い戻す保険料は保険料還付金を差し引いた保険料とします。
- 主約款の保険契約の更新の規定により保険契約が更新された場合、更新後の保険契約に本条は適用しません。
- 第1項(4)還付方法に定める、当月の通信料金が還付金額に満たない場合および電気通信事業者のシステムが使用できない等の特別の事情がある場合に、当社から契約者に還付するとき、保険料還付金の支払いの時期は、第1項(5)還付時期の規定にかかわらず、つぎの各号のとおりとします。
 - 会社の定める必要書類（別表）の提出を受けて保険料還付金を支払う場合
会社の定める必要書類（別表）が会社に到達した日（会社に到達した日が営業日でない場合は翌営業日）からその日を含めて5営業日以内に、保険料振替口座または契約者指定の金融機関等の口座に、保険料還付金を振り込みます。

(2) 必要書類(別表)の提出を必要としない場合

主約款の保険料の払い込みの規定に定める保険料の払込期月の翌月の通信料金を請求する日の属する月に、保険料振替口座または契約者指定の金融機関等の口座に、保険料還付金を振り込みます。

[特約の解約]

第3条 この特約のみの解約は取り扱いません。

[保険料還付金特約(がん保険用)が適用された保険契約の取り扱い]

第4条 この特約に別段の定めがない場合には、主約款に記載する保険料とは、保険料還付金を支払う前の保険料のことをいいます。

[主約款の規定の準用]

第5条 この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を準用します。

別表 必要書類

項目	特約条文	必要書類
保険料還付金の請求	第2条	(1) 請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券

会社は、必要に応じて、上記以外の書類の提出を求めること、または一部の書類の提出を省略もしくは代替することができます。

以上